

第 2 次白岡市環境基本計画 (案)

令和 2 年 11 月

白 岡 市

第2次白岡市環境基本計画

～青空が広がる自然と豊かな心を育む “持続可能” なまち しらおか～

【目次】

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	3
4. 計画が対象とする環境の範囲	4
5. 計画の全体構成	5
第2章 白岡市の環境目標	6
1. 白岡市の望ましい環境像	6
2. 基本目標と取組の目標とSDGsとの関係	7
第3章 白岡市の環境課題	9
1. 自然環境に関わる課題	9
2. 生活環境に関わる課題	10
3. 快適環境に関わる課題	11
4. 地球環境に関わる課題	12
5. 人づくりに関わる課題	13
第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組	14
1. 取組の体系	14
2. 三者協働の取組	16
【自然環境に関すること】自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して	16
【生活環境に関すること】身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して	20
【快適環境に関すること】豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して	25
【地球環境に関すること】地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して	34
【人づくりに関すること】私たちの明日と未来のため、あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して	40
第5章 持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト	43
1. リーディングプロジェクトの考え方	43
【リーディングプロジェクト1】脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト	44
【リーディングプロジェクト2】生物多様性を保全・創出しよう！プロジェクト	46
【リーディングプロジェクト3】環境を学び行動する市民を増やそう！プロジェクト	48
第6章 計画の推進方策	50
1. 計画の進行管理	50
2. 計画の進捗状況や目標達成状況の公表	51
3. 計画の推進体制	51
資料編	52

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と背景

市では、平成 23(2011)年 1 月に「白岡町環境基本条例（現白岡市環境基本条例）」を施行し、同条例に基づき平成 23(2011)年 3 月に「白岡町環境基本計画」を、平成 28(2016)年 3 月に同計画の改定版である「白岡市環境基本計画【改訂版】」を策定しました（以下、両計画を「第 1 次計画」という。）。

第 1 次計画の期間中は、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震、及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害の発生を契機に、我が国のエネルギー問題を取り巻く環境が大きく変わり、さらには環境問題に対する一人一人の意識も大きく変化しました。

このような中で市は、平成 23(2011)年 5 月の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）白岡菖蒲インターチェンジ（以下、「IC」という。）と久喜白岡ジャンクション（以下、「JCT」という。）間の開通、平成 24(2012)年 10 月の市制施行、平成 27(2015)年 10 月の圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿も変化してきました。この間、市では、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、第 1 次計画の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」の実現に向かって真に豊かで快適な環境づくりを行ってきました。

一方、世界では、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28(2016)年～令和 12(2030)年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すための 17 の目標が示されました。これを受けて、我が国においても、平成 28(2016)年 12 月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組が活発化しているところです。

また、令和 2(2020)年 4 月 7 日に宣言された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、私たちのライフスタイルを一変させる大きな社会的な課題となりました。

このような背景の中で令和 3(2021)年 3 月に第 1 次計画の計画期間を終え、市のこれからが、優れた環境のもとで市民生活を送ることができる持続可能なまちとして、さらに発展することを念頭に、第 2 次白岡市環境基本計画を策定しました。

■白岡市環境基本条例 前文

私たちが暮らす白岡市は、遠くまで見渡せる広い空と元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす自然環境に恵まれたまちである。

このような豊かな自然環境のもと、私たちは、生命を育み、歴史と伝統を築き、潤いのある生活を送ってきた。

しかし、近年の急速な都市化や経済活動に伴う私たちの生活様式の変化が、自然環境や動植物の生態系に大きな変化をもたらした結果、このままでは、自然の再生能力が失われてしまう事態を迎えようとしている。

このような状況の中、私たちは、市、市民及び事業者との協働によって、環境に優しい生活習慣や事業活動に改めるとともに、人と自然の共生を図り、循環型社会の構築を目指していくために、互いが公平な責任をもって参加することが必要である。

私たちは、白岡市の環境は地球規模の環境問題と関連しているという視点を忘れず、国際的な取組と連携しながら、先人から受け継いだかけがえのない地球を守るとともに、共に知恵と力を出し合い環境の保全及び創造を推進し、現在及び将来の市民に美しい自然と豊かな文化を引き継ぐため、ここに、この条例を制定する。

■白岡市環境基本計画【改訂版】策定以降の主な出来事

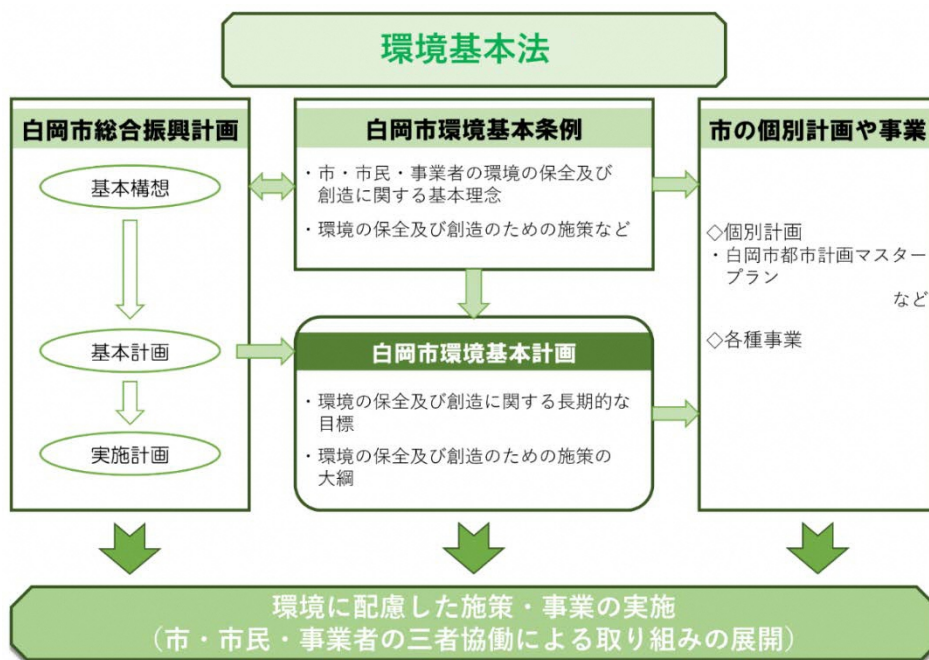
年	世界と日本の主な出来事	白岡市の主な出来事
2016 (H28)	・パリ協定発効 ・気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）、京都議定書第12回締約国会合（CMP12）、パリ協定第1回締約国会合（CMA1）開催 ・地球温暖化対策計画閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	
2017 (H29)	・気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）、京都議定書第13回締約国会合（CMP13）、パリ協定第1回締約国会合第2部（CMA1-2）開催	・第5次白岡市総合振興計画基本構想・後期基本計画策定 ・白岡市都市計画マスタープラン策定
2018 (H30)	・気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）、京都議定書第14回締約国会合（CMP14）、パリ協定第1回締約国会合第3部（CMA1-3）開催 ・第5次環境基本計画閣議決定 ・気候変動適応法公布・施行 ・第5次エネルギー基本計画閣議決定 ・気候変動適応計画閣議決定	・白岡市生涯学習センター 〔こもれびの森〕開館
2019 (H31/R1)	・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定	
2020 (R2)	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令	

2. 計画の性格

本計画は、「白岡市環境基本条例」に基づく、「白岡市総合振興計画」を上位計画とした個別計画であり、環境分野における目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画及び施策の環境に関連する分野を立案・実施するに当たっての基本となるものです。

施策の実施に当たっては、「白岡市都市計画マスタープラン」等、ほかの行政計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す望ましい環境像の実現に当たっては、市民・事業者も環境に配慮した取組を行っていくことが必要なことから、市・市民・事業者の三者の各取組についても示す計画となっています。



■ 計画の位置付け

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。なお、計画期間のうち前期を5年間、後期を5年間とし、取組の進捗状況や社会情勢を踏まえた中間見直しを行います。ただし、それ以外の期間においても、見直しの必要性が生じた場合は、適切に見直しを行います。

■ 計画の期間

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第2次白岡市環境基本計画	→									
	前期					後期				

4. 計画が対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

(1) 自然環境に関すること

動植物や生態系に関わる環境について取り扱います。主に、地域の豊かな自然の保全・創造に関わるような要素が含まれます。

主な要素	樹林地：里山林／屋敷林／社寺林 など 農地：遊休農地／農業体験 など 水辺空間：河川／池沼／用排水路 など 動植物：生態系／在来種／外来種 など
------	---

(2) 生活環境に関すること

日常の生活活動に関わる環境について取り扱います。主に、都市型公害や身近な環境汚染に関わる要素が含まれます。

主な要素	都市型公害：水質汚濁／大気汚染／悪臭／騒音／振動／排気ガス など 身近な環境汚染：光化学スモッグ／有害化学物質／放射性物質 など
------	---

(3) 快適環境に関すること

生活にやすらぎと潤いを与える快適な生活空間づくりに係る環境について取り扱います。都市づくり、公園や景観、環境美化などに関わる要素が含まれます。

主な要素	都市づくり：都市計画／土地区画整理事業／地区計画／道路／歩道／防災／耐震化／ユニバーサルデザイン など 公園や景観：公園・緑地／景観計画／文化財／街路樹／緑化／雑草 など 環境美化：ごみゼロ・クリーン運動／美化活動／不法投棄／環境パトロール など
------	---

(4) 地球環境に関すること

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境の取組について取り扱います。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など日常生活や事業活動が地球に与える環境負荷に関わる要素が含まれます。

主な要素	廃棄物：ごみの分別／資源回収／3R など エネルギー：再生可能エネルギー／省エネルギー など 地球温暖化：緑のカーテン／エコライフ など
------	--

(5) 人づくりに関すること

あらゆる環境の保全と創造の取組に向けて考え、行動する人づくりについて取り扱います。環境教育・学習、モラルの向上など、様々な立場、世代、年齢の市民一人一人の意識向上や、人材育成に関わる要素が含まれます。

主な要素	環境教育：環境教育／家庭／環境配慮／意識啓発／人材バンク など
------	---------------------------------

5. 計画の全体構成

本計画は以下の6章で構成します。

第1章

□【計画の基本的事項】

計画の趣旨や期間、対象とする環境の範囲など本計画の基本的な事項について示します。

第2章

□【白岡市の環境目標】

市が将来目指すべき望ましい環境像、それを実現するための目標について示します。

第3章

□【白岡市における環境課題】

環境の現状、市民等の意識の変化及び各取組の実施状況を踏まえ、白岡市の環境に関する課題を示します。

第4章

□【望ましい環境像を実現するための三者協働の取組】

望ましい環境像を実現するために市・市民・事業者が取組むべきことについて示します。

第5章

□【持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト】

本計画を進める上で、SDGsへの白岡市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けた長期的な視点でとらえるべきまちづくりの考え方について位置づけます。

第6章

□【計画の推進方策】

計画を進行管理するための考え方、方法、組織体制について示します。

第2章 白岡市の環境目標

1. 白岡市の望ましい環境像

「青空が広がる自然と豊かな心を育むまち しらおか」

これは、前計画である（第1次）白岡市環境基本計画で定めた市の望ましい環境像です。

私たちが住む白岡市を見渡すと、様々な自然の恵みや、先人たちから守り伝えられてきた風景を感じることができます。空を見上げると遠くまで見渡せる青空があります。まちを見渡すと、元荒川、見沼代用水、隼人堀川、柴山沼などの水辺、屋敷林、社寺林、里山などの樹林、水田、梨園などの田園が織りなす風景があります。

この望ましい環境像は、白岡市で生活し、事業活動を行う私たちが、このような素晴らしい環境を、親から子へ、子から孫へ、そしてさらに次世代へと残すために、環境を思いやる豊かな心を持ち続けることを目指したものです。この理念は、現在も変わらない長期的なテーマと捉えることができます。

そのような中、第1次計画期間における市においては、圏央道白岡菖蒲 IC と久喜白岡 JCT 間の開通、圏央道の桶川北本 IC と白岡菖蒲 IC 間の開通などがあり、まちの姿が変化しています。

各種環境データにおける市の環境の状況では、特に大きな変化は見られませんが、都市化が進展する中で、市民アンケート調査結果では、市民の意向として自然環境の保全と都市化の両立が求められています。

また、世界に目を向けると、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である SDGs の採択を契機に、「持続可能な開発」を目指す機運がさらに高まっています。このような中で、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進していくことが求められています。

これらのことから、第2次白岡市環境基本計画の望ましい環境像を以下のように定めます。

青空が広がる自然と豊かな心を育む
“持続可能” なまち しらおか

白岡市は、この望ましい環境像を目指し、都市として発展しながらも、「市・市民・事業者」の三者協働により、真に豊かで快適な持続可能な環境づくりを行うものとしします。

2. 基本目標と取組の目標とSDGsとの関係

白岡市の望ましい環境像「青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しらおか」を実現するため、5つの基本目標と10の取組の目標を掲げ、施策に取り組みます。

また、各取組は、望ましい環境像の実現を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）に資する取組としても位置付け、白岡市においても地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。ここでは基本目標ごとに主に関連するSDGsの目標を示します。

【SDGs－持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）】－

SDGsは、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が令和12(2030)年までに取組む17分野の目標のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



■基本目標と取組の目標及びSDGsとの関係

青空が広がる自然と豊かな心を育む“持続可能”なまち しろおか	【基本目標1 自然環境】 自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して 取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう 2. 身近な生き物を大切にしよう
	11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	【基本目標2 生活環境】 身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して 取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう
	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	【基本目標3 快適環境】 豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう 2. 市民の憩いの場となる空間をつくろう 3. 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう 4. きれいで清潔なまちをつくろう
	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	【基本目標4 地球環境】 地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して 取組の目標 1. 日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう 2. ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう
	【基本目標5 人づくり】 私たちの明日と未来のため、あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して 取組の目標 1. 身近に感じられるようになった地球環境問題や、市のより良い環境について考え、取り組む人を育てよう
	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを

第3章 白岡市の環境課題

1. 自然環境に関わる課題

本市における自然環境の構成要素は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

平成24(2012)年10月の市制施行や圏央道の県内全線開通など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し利便性が向上した一方で、宅地開発等の進行や農業従事者の高齢化・後継者不足によって、緑地や農地が減少し、生物種への影響や環境負荷の増大が懸念されます。

樹林地や農地が減少すると、状況に適応した種によって動物相が形成され、自然環境に依存の強い動物類は姿を消してしまいます。そのため、多様な動植物の生息・生育空間となっている樹林地や農地、水辺空間を守り、育てることで、市の豊かな自然を将来に残すことが大切です。

また、農地は保水・遊水機能など、防災面においても重要な役割を果たしているため、保全していく必要があります。

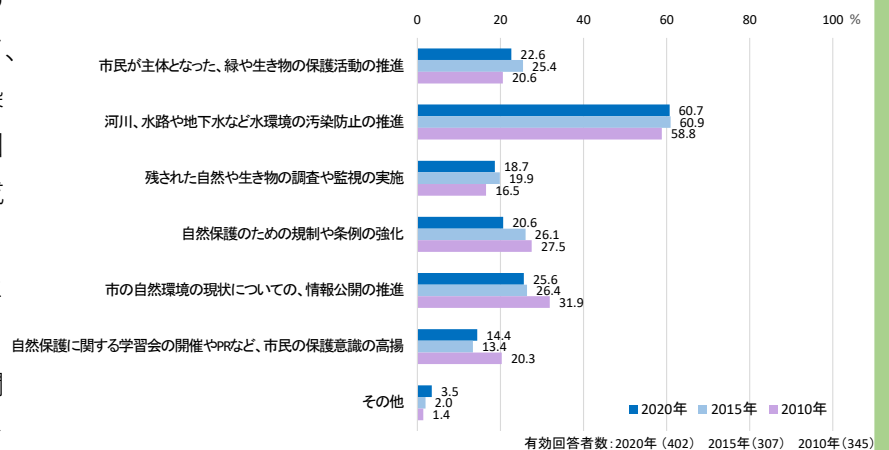
近年では、特定外来生物であるアライグマなどによる農作物被害や、生態系に被害を及ぼす外来種などの生き物に係る問題が顕著になってきています。



市内に広がる田園風景

市民アンケートの調査結果では、市の自然を守るために進めるべき取組として、「河川、水路や地下水など水環境の汚染防止の推進」が60.7%と最も高く、前回（平成27(2015)年）、前々回（平成22(2010)年）の調査においても似たような傾向があることから、良好な水環境に対する関心が高い状況が伺えます。

しかし、「自然保護に関する学習会の開催やPRなど、市民の保護意識の高揚」を除いたすべての項目で、前回（平成27(2015)年）調査よりも減少しており、自然環境に対する意識の低下が見られます。



市民アンケート調査結果（市の自然を守るために進めるべき取組）

2. 生活環境に関わる課題

本市を流れる河川の水質については、主に冬季に環境基準を超過する箇所があります。これは、水量の減少と生活排水による汚濁が影響しているものと考えられ、改善に当たっては、生活排水対策が求められます。

また、水質悪化については川へのごみのポイ捨てや、食用油の排出などモラルが問われる要因もあり、様々な分野における対策が必要です。

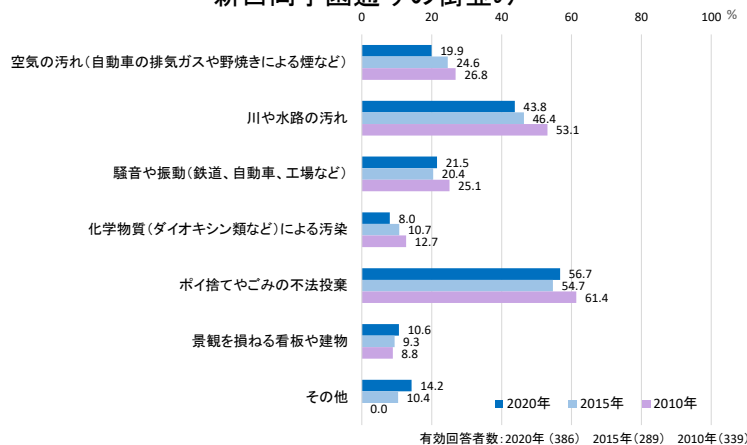
市に寄せられる公害等の苦情件数については、騒音・振動に関する苦情はかなり減少したものの、全体としてはあまり変化していません。

しかしながら、道路については、都市計画道路による道路ネットワークが構築されて利便性が高まりつつある中で、さらなる自動車交通による騒音、振動対策なども求められます。また、市では、今後も産業機能の誘致・強化に積極的に取り組んでいくことから、事業者とも連携して、公害のないまちを目指すことが必要です。

都市・生活型公害の対策に当たっては、国や県などと連携した実態の把握や、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境への負荷の低減に努めていくことが必要です。



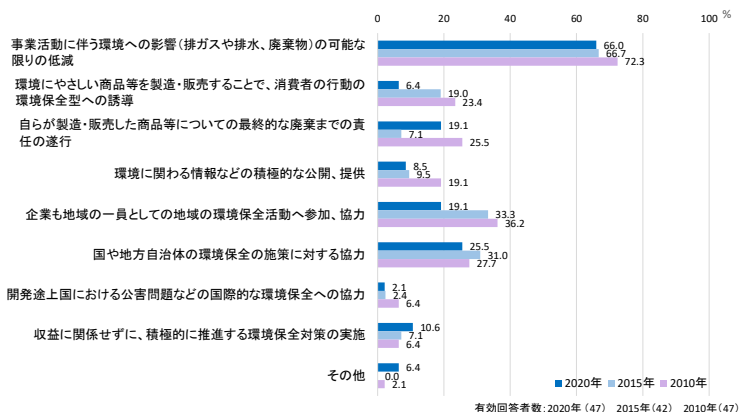
新白岡学園通りの街並み



市民アンケート調査結果(白岡市において気にかかる環境問題)

市民アンケートの調査結果では、「ポイ捨てやごみの不法投棄」、「川や水路の汚れ」に対する懸念が高く、それ以外にも「空気の汚れ」、「騒音や振動」などについても比較的懸念が高い状況にあります。「空気の汚れ(自動車の排気ガスや野焼きによる煙など)」、「川や水路の汚れ」、「化学物質(ダイオキシン類など)による汚染」は年々減少傾向にあるものの、前回(平成27(2015)年)よりも増加している項目もあり、今後の対策が必要です。

事業者アンケートの調査結果では、環境保全に対する企業の役割として「事業活動に伴う環境への影響(排ガスや排水、廃棄物)の可能な限りの低減」が66.0%と最も高くなっていることから、事業者においては、公害防止の意識が高いことが伺えます。



事業者アンケート調査結果(環境に対する企業の役割)

3. 快適環境に関わる課題

本市は、圏央道の県内全線開通など、道路整備は進んでいますが、未整備となっている生活空間においては、道が狭い、あるいは歩道や自転車道がなく車の往来が間近にあって危険な箇所があります。

市民が快適に生活するためには、計画的で安全なまちづくりを進めていくとともに、水、緑、花などの美しい景観・環境を守り、まちの景観を損なうポイ捨てや不法投棄などを防止することが重要です。

本市には、数多くの文化財等が存在しますが、これらは、先人たちから継承されてきた、市の風土や生活と深く関わってきた、貴重な文化遺産として、今後も保全・継承していかなければなりません。

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っており、平成31(2019)年3月31日現在、市の一人当たりの公園面積は県平均を上回る水準となっています。

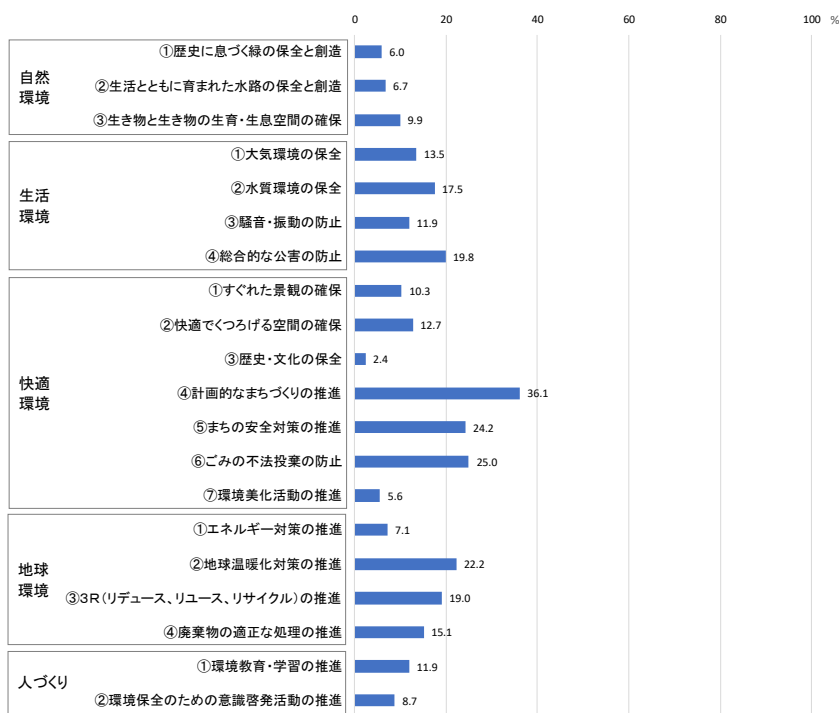
また、不法投棄に対する苦情が多く発生しています。さらには、今後、人口減少に伴い、空き地や空き家が増加すると、建物の倒壊、雑草、防犯などに関する問題が発生し、地域環境が悪化するおそれがあります。



ごみゼロクリーン運動の実施風景

市民アンケートの調査結果では、重点的に取り組むべき環境基本計画の施策において、「計画的なまちづくりの推進」が36.1%と最も高く、次いで「ごみの不法投棄の防止」、「まちの安全対策の推進」となっており、計画的に整備された安全で清潔なまちが望まれていることが伺えます。

また、事業者アンケートの調査結果においても、「計画的なまちづくりの推進」は45.7%と最も高くなっています。



有効回答者数: 252

市民アンケート調査結果（重点的に取り組むべき環境基本計画の施策）

4. 地球環境に関わる課題

温暖化をはじめとする地球環境問題は、世界においてますます危機感と意識の高まりが進み、世界各地において様々な対策や、意識啓発活動、行動の促進が展開されています。

そのような中で、SDGs の採択を契機とする世界の持続可能な開発に資する取組は、環境政策との関連性が強く、世界共通の課題として、「地球規模で考えて、足元から行動する」ことが改めて求められているところです。その行動は、日常生活や事業活動における、身近なところから環境に配慮していくことが必要です。

平成 28(2016)年度の市域から排出された温室効果ガスの排出量は約 24 万 4 千 t であり、近年では減少傾向を示しています。我が国の地球温暖化対策計画では令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減とすることが中期目標となっていますが、市の排出量は平成 25(2013)年度に対し 5.7%の減少となっており、更なる温室効果ガス排出量削減に向けた取組が必要です。これには、省エネ行動の推進や、再生可能エネルギーの導入など、私たちの日常生活や事業活動を、脱炭素型社会の構築を基本としたものに変えていくことが必要であり、様々な主体のあらゆる場面で地球環境のことを考えて取組んでいくことが重要です。

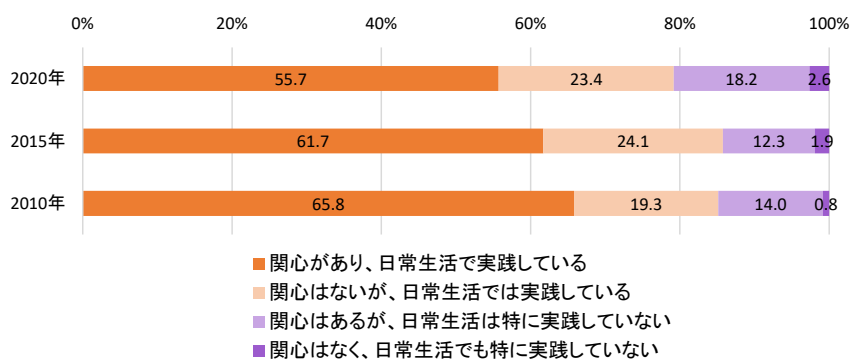
一人一人が意識を変え、日常生活や事業活動を見直し、行動することが、地球環境を守ることに繋がります。



白岡市生涯学習センター「こもれびの森」の屋上に設置されているソーラーパネル

市民アンケートの調査結果では、リサイクルや省エネルギーに関して、「関心があり、日常生活で実践している」が 55.7%、「関心はないが、日常生活では実践している」が 23.4%と約 8 割の市民が日常生活においてリサイクルや省エネを実践しています。

取組を行わない理由として「どのような取組をすれば良いのかわからない」との回答が多く、情報の提供や知識の普及が今後の課題です。



※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

市民アンケート調査結果（リサイクルや省エネルギーについての関心）

5. 人づくりに関わる課題

環境の問題に関しては、一人一人の意識が重要です。また、就業地・生活圏の広域化、生活価値観の多様化などを踏まえ、地域の連帯意識を高めることも必要です。

そのため、子どもの頃から環境を考える機会を増やすことはもちろん、大人が環境について学ぶ機会を充実させることも必要です。これまで、市が行ってきた学習会やイベントをさらに充実させることも大切ですが、幅広い年齢層が日常から身近な場所で自らが関心を持って環境を考えるようになることも必要です。

市には自然豊かな公園等、世代を超えた交流の場、学習の場になる場所があります。市・市民・事業者が一丸となり、未来につながる環境学習のしくみ、人とのつながりをつくっていくことが望まれます。

あらゆる世代で環境問題を学び、考えることが、市の環境の保全と創造のための大きな行動につながります。



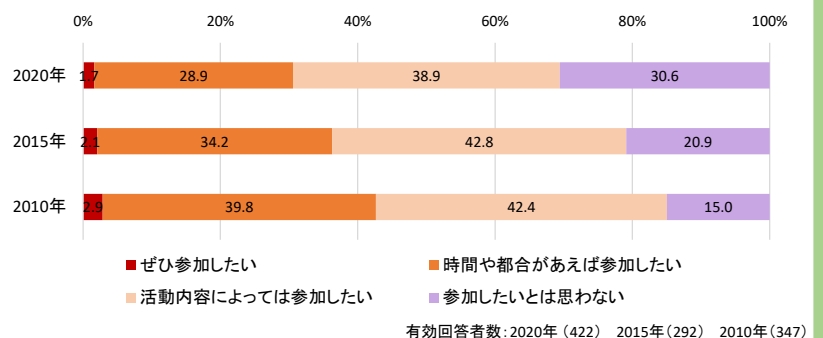
親子エコスクールでリサイクルはがき作り

市民アンケートの調査結果では、市民の自主的な環境づくりへの参加意欲は、「参加したい（「ぜひ参加したい」、「時間や都合があれば参加したい」、「活動内容によっては参加したい」の計）」は69.5%と、約7割の市民が自主的な環境づくりに参加したいと考えています。しかし、前回（平成27(2015)年）、前々回（平成22(2010)年）と比較すると減少傾向にあり、参加意欲の低下が見られ、「ぜひ参加したい」はわずか1.7%と低く、積極的に参加したいとする層を広げることが今後の課題となります。

また、市民が環境づくりに参加するために、市が重点的に取組むべきこととして、「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開」、「各行政区や自治会等によるごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動の促進」、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等への積極的支援」が望まれています。

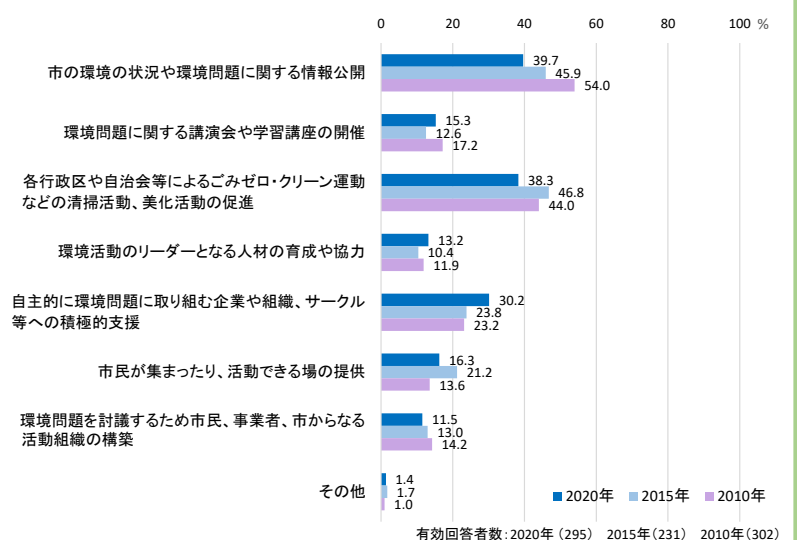


親子エコスクールの学習風景



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

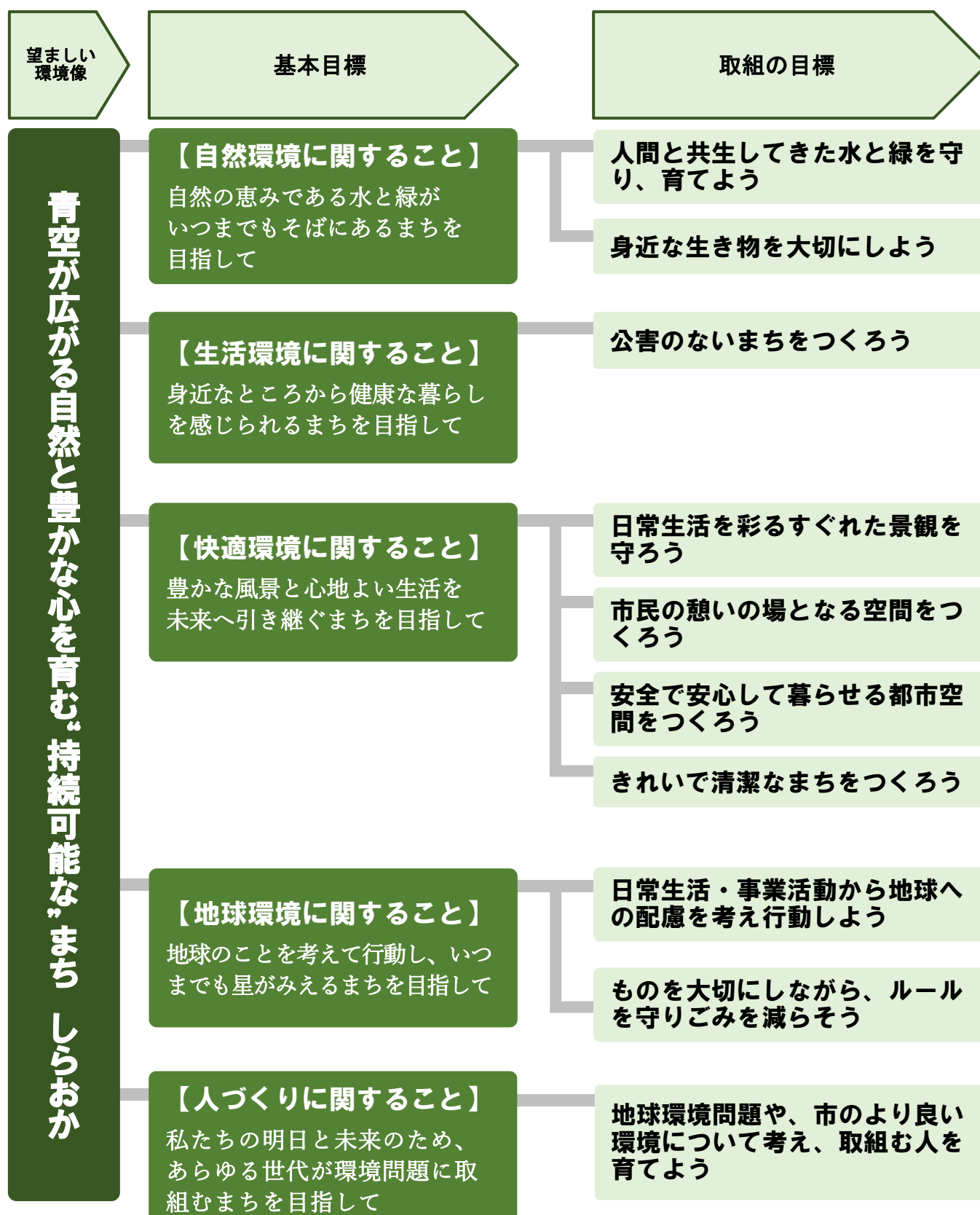
市民アンケート調査結果（市民の自主的な環境づくりへの参加意欲）



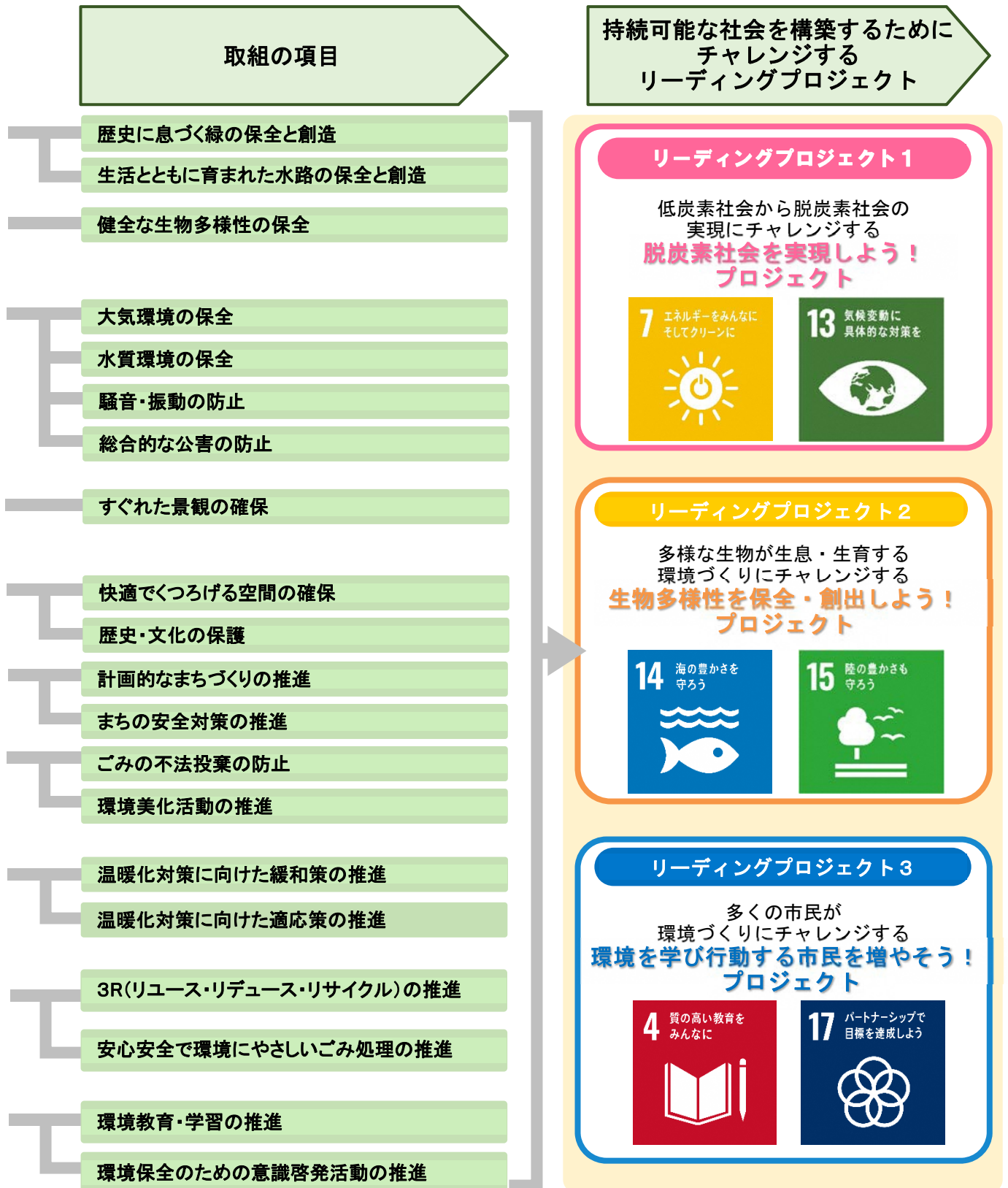
市民アンケート調査結果
（市民が環境づくりに参加するために、市が重点的に取組むべきこと）

第4章 望ましい環境像を実現するための三者協働の取組

1. 取組の体系



市の望ましい環境像の実現に向けた、市・市民・事業者の三者協働の取組の体系を以下に示します。なお、本計画を進める上で、SDGs に対する市の貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点でとらえるべき環境づくりを「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置付けます。



2. 三者協働の取組

【自然環境に関すること】

自然の恵みである水と緑がいつまでもそばにあるまちを目指して

取組の目標 1. 人間と共生してきた水と緑を守り、育てよう

(1) 歴史に息づく緑の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 維持することが難しくなっている市街化区域内の保存樹木・樹林については、奨励金などの支援により保全に努めます。
- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けなどが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるまちづくりを促進します。
- 地域の特色を活かした公園・緑地の形成を目指します。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 大規模志向の強い地域農業の担い手に対し、農地の集積を図り、優良農地の保全、低利用農地及び遊休農地の有効利用を促進します。
- 農地中間管理事業、農地流動化奨励事業などを活用し、優良な農地の確保と農地の集積、遊休農地の活用を進めることで、生産性の高い農業を目指します。
- 農地の権利移転や農地転用に対し、許可及び審査を行い、適正な農地利用を促進します。
- 農業委員による農地パトロールにより、違法な埋立や転用等を未然に防止します。
- 農業用廃ビニール等の回収を実施します。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施します。
- 耕作放棄地の解消に努めます。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。

【市民の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 農業体験などに参加し、農業に対する理解や関心を深めましょう。
- 周辺地域の人々と話し合い、緑の保全や遊休地の有効活用を図りましょう。
- 身近な動植物に関心を持ち、市の自然環境について話し合う機会を設けましょう。
- 休日には公園や水辺などの自然散策に出かけ、自然を身近に感じる機会を持ちましょう。
- 環境保全団体などが主催する自然保護活動に参加しましょう。
- 市の特産品である梨を守るため、梨の赤星病を媒介するビャクシン類の防除等に協力しましょう。

【事業者の取組】

- 市の貴重な自然の保全に努めましょう。
- 周辺住民や市と連携し、生き物の観察や自然学習会などに参加し、地域の環境保全活動に努めましょう。
- 建設事業においては、自然環境に配慮された工法や構造を採用し、エコ建材など原材料についても積極的に使用しましょう。
- 事業に当たっては、周辺環境への影響を考慮した経営を行いましょう。
- 自然保護や、心地よい景観創出に関わる環境づくり活動への支援・参加に努めましょう。
- 事業所内での緑化を進め、周辺との環境調和や景観美化を図りましょう。

（２）生活とともに育まれた水路の保全と創造

【市の取組（環境施策）】

- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。
- 水辺の管理・活用などに関わるボランティア組織の協力体制づくりを促進します。
- 河川・水路の水質監視体制を強化し、汚濁源への改善を要請するとともに、維持・管理に努めます。
- ごみなどの不法投棄防止の啓発活動や、水生生物などを呼び戻す活動、川の国応援団制度の導入などによる河川敷や用排水路の清掃活動など、市民の水環境保全活動を促進します。
- 治水機能の向上に向けて、河川や用排水路、池沼の適切な維持管理に努めるとともに、さらなる治水機能の向上を求めて国や県に働きかけます。
- 各土地改良区や水利組合等と連携しながら、用排水路やかんがい用水門などの水路設備の適正な維持・管理と長寿命化に努めます。
- 水害防止への対応として、雨水排水施設の整備を進めるとともに、河川改修、調節池等の整備を県に要望します。また、保水・遊水機能を有する農地の維持・保全等により、総合的な治水対策の推進を図ります。

【市民の取組】

- 川や沼など水辺の環境を守り、生き物の生息環境の確保や水質保全につながるよう、知識や理解を深めましょう。
- 豊かな自然環境や私たちの生活が河川等の水資源から大きな影響を受けていることを認識し、貴重な水資源について関心を持ちましょう。
- 良好な水環境を守り、永く引き継いでいくために、河川等水辺周辺の清掃やボランティア活動に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 地域の動植物の良好な生育環境を保つため、地域の水辺や緑の保全に努めましょう。
- 河川等水環境保全のための清掃やボランティア活動への支援や協力に努めましょう。

取組の目標 2. 身近な生き物を大切にしよう

(1) 健全な生物多様性の保全

【市の取組（環境施策）】

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

【市民の取組】

- 減少傾向にある在来種の保護に努め、また外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を寄せ、環境保全への意識向上のための啓発活動に努めましょう。
- 外来生物などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

■ 自然環境に係る数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	目 標 (令和12年度)
市街化区域内の保存樹林の指定面積	20,388 m ²	現状維持	現状維持
市街化区域内の保存樹木の指定本数	10 本	現状維持	現状維持
ふるさとの森の指定面積	22,580 m ²	現状維持	現状維持
ビオトープの数	1 箇所	現状維持	現状維持
公園緑地面積	39.43ha	39.43ha	40.54ha
川の国応援団登録数	6 団体	9 団体	12 団体

【生活環境に関すること】

身近なところから健康な暮らしを感じられるまちを目指して

取組の目標 1. 公害のないまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 大気汚染防止法に基づき、大気汚染物質の排出規制等の指導の徹底を図るとともに、情報提供や意識啓発に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用、エコドライブの普及など、排気ガス抑制に向けた取組を推進します。
- 環境汚染による市民の健康被害を防ぐため、PM2.5に関する情報、光化学スモッグに関する注意報・警報など緊急を要するものや、環境測定調査結果などの情報の周知を図ります。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）の大気中への飛散を防ぐため、建築物の解体工事などにおける飛散防止対策の指導を徹底します。

【市民の取組】

- 自動車に頼る生活が、市のきれいな空を汚し、農作物や市民の健康に影響を及ぼすことを認識しましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- ノーカーデーに率先して協力しましょう。
- 自家用車の買い換えの際には、低公害車や次世代自動車を購入しましょう。
- 自家用車の利用をなるべく控え、徒歩や自転車、電車などの公共交通機関を利用しましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）について正しい知識を持ち、事業者からの情報開示の機会には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業活動を進めるに当たっては、大気・土壌汚染や水質汚濁などに配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- ノーカーデーの実践に努めましょう。
- 低公害車や次世代自動車の導入を進めましょう。
- 自動車の急発進、無駄な空ぶかし、過積載をなくしましょう。
- 工事での重機等使用においては、排出ガス対策型建設機械を使用し、大気環境汚染の防止に努めましょう。
- 人体に有害である石綿（アスベスト）を含む建築物の解体時には、事前調査や分別解体の徹底、廃棄物の適正処理を行いましょう。

(2) 水質環境の保全

【市の取組（環境施策）】

- 河川の水質浄化を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水処理対策を推進します。
- 都市の健全な発展と公衆衛生の向上や公共水域の水質保全のため、「白岡市生活排水処理基本計画」に沿った下水道事業を進めます。
- 事業実施においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- 農業用水路の維持管理を促進します。
- 農業集落排水施設の計画的な改修や更新を進め、適正な維持・管理に努めます。
- 家庭において適正な排水処理がなされるよう、「広報しらおか」やイベント等を通じて情報の提供と意識の醸成を図ります。

【市民の取組】

- 油やしょうゆ、みそ、お酒などは流しに流さないよう日常生活から出る排水に気を配り、市のきれいな水環境を守る意識を持ちましょう。
- 調理器具や食器は、汚れをふきとってから洗いましょう。
- 洗剤の使いすぎに注意しましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。
- 公共下水道及び農業集落排水が整備された地域以外で単独浄化槽を設置している場合は、合併浄化槽への転換を図りましょう。
- 年に一度、浄化槽の法定点検を受けましょう。

【事業者の取組】

- 環境関係法令を遵守し、有害な物質は適切な方法で処理しましょう。
- 事業活動を進めるに当たっては、水質汚濁に配慮し、地域の環境悪化への回避や低減に努めましょう。

（３）騒音・振動の防止

【市の取組（環境施策）】

- 交通騒音に関して、適宜測定を行い、基準を超過する地点については、関係機関に適切な処置を講じるよう働きかけます。また、工場等の騒音・振動の監視・指導の強化に努めます。
- 建築、土木工事及び工場等の機器の騒音・振動について、基準値の周知や監視・指導の強化に努めます。
- 道路の維持補修を推進します。
- 市民一人一人の騒音・振動防止意識の高揚に努めます。

【市民の取組】

- 日常生活に伴う音や振動が、近隣住民の迷惑となることを日頃から認識し、時間帯などを考慮した生活行動を心掛けましょう。
- 家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
- 住宅地内などの生活道路では徐行を心がけましょう。
- 生活音や振動を防ぐために、発生源を囲う、床に消音材を敷く、塀を設けるなどの工夫をしましょう。

【事業者の取組】

- 輸送や運搬においては、道路周辺住民の生活の妨げとならないよう、車の制限速度を守り、騒音や振動の軽減に努めましょう。
- 住宅地内などの生活道路では通り抜けはやめましょう。
- 法令による基準を遵守し、周辺住民に迷惑がかからないようにしましょう。また、工事等により発生する騒音・振動は極力制御し、周囲の理解を得る努力をしましょう。
- 防音機能の強化など、施設の改善に努めましょう。
- 工事などで使用する機械等は、低騒音型のものを採用しましょう。
- 近隣の環境に配慮した作業時間を設定しましょう。

（４）総合的な公害の防止

【市の取組（環境施策）】

- 公害についての監視を強化し、公害発生 of 未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、公害の発生源に対して、事業所への立入検査、適正な管理や改善についての指導を行います。
- 開発行為に当たっては、白岡市開発行為等指導要綱に基づき、開発区域周辺の住環境等に配慮します。
- 分別収集の徹底等適正な廃棄物処理を推進し、有害ごみによる汚染を未然に防止するよう努めます。
- 新たな有害化学物質に関する情報の収集及び提供に努めます。
- 環境にやさしい農業を促進するため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培する技術の普及・拡大を図ります。
- 農薬の適正使用や管理について指導に努めます。
- ダイオキシン類やばい煙などの排出抑制と廃棄物の適正処理のため、野外での焼却（野焼き）は、農業者が行うやむを得ないものを除いて指導します。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、市が管理する屋外照明等において、安全・防犯と自然環境の保全・省エネルギーの両立を目指します。
- 市民の身近な生活環境等における放射線量を把握するために、定期的な定点測定の実施及び市民への放射線測定器の貸出しを行います。
- 公害や環境問題等、市民から寄せられる様々な苦情や提案については、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

【市民の取組】

- 除草剤や有機溶剤など有害物質の使用はできるだけ控え、使用する場合は適正に使用しましょう。
- 家庭から出る生活ごみの野外焼却は行わないようにしましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。

【事業者の取組】

- 工場や事業所から排出される排水による汚染や廃棄物の混入など、環境汚染の未然防止に努めましょう。
- 廃棄物の減量化を積極的に進め、排出された廃棄物は、法令等を厳守し適正に処理しましょう。
- 事業者各々が環境保全のための有効な取組やしくみを構築し、積極的に環境改善に努めましょう。
- 化学物質の有害性を把握し、リスク評価や管理を徹底し、自主的な改善への取組を行いましょう。
- 農薬の散布には飛散しにくい薬剤を選び、風向きや位置、方向に細心の注意を払い、事故を未然に防ぎましょう。
- 環境対策の担当者を明確にし、問い合わせや苦情に対応するしくみをつくりましょう。
- 公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めて適正に運用しましょう。
- 廃棄物の野外焼却を行わず、法律に従い適正に処理しましょう。
- 法律の例外として認められている農作業等で発生した枝木等の野外焼却についても、時間や風向きを考慮して行うようにしましょう。
- 環境省が策定した「光害対策ガイドライン」に則り、適正に屋外照明等を設置し、使用しましょう。

■生活環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
生活排水処理率	80.4%	90.0%	95.0%
下水道整備率	95.8%	96.5%	97.0%
河川 BOD 濃度の基準値達成状況 (市内 6 河川※／夏季・冬季)	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内	すべての箇所で 5mg/L 以内

※市内 6 河川：隼人堀川、姫宮落川、備前堀川、星川、元荒川、三ヶ村落川

【快適環境に関すること】 豊かな風景と心地よい生活を未来へ引き継ぐまちを目指して

取組の目標 1. 日常生活を彩るすぐれた景観を守ろう

(1) すぐれた景観の確保

【市の取組（環境施策）】

- 優良な農地や水辺空間、里山などの保全に努めます。
- 名木や古木、屋敷林、社寺林、史跡など、歴史・文化的景観の保護を図ります。
- 神社仏閣などによる歴史的な景観の維持・保護に努めます。
- 県の記念物や市の天然記念物、市の有形民俗文化財などの歴史的な景観資源の保護・活用に努めます。
- 遊休農地の活用や景観作物の栽培、ビオトープの形成などを促進し、自然景観の回復を図ります。
- 周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築や開発、特殊な施設の設置に当たっては、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 埼玉県景観計画において、特定課題対応区域として位置付けられた区域を中心に、農地や水辺空間などの自然景観の保全に努めます。
- 地区の特色を生かし、自然と調和した景観形成に向け、市民参加による「地区計画」等の導入を推進します。
- 白岡菖蒲 IC 周辺における工業系産業施設の整備に当たっては、周辺環境と調和した市の新たな玄関口にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、景観形成のための適正な指導、助言に努めます。
- 駅前の建築物については、景観に配慮した街並みが形成されるよう指導・誘導していきます。
- 耕作放棄地での景観作物の植栽や、「花いっぱい運動」、「オープンガーデン」など、市民主体の花や緑を生かした景観づくりを促進します。
- 都市計画道路や駅前空間は、街路灯により演出される景観の形成を図るとともに街並みの景観向上に向けて、電線類の地中化を検討します。
- 「観光・レクリエーション拠点」としての柴山沼を中心とする公園については、良好な水辺や緑を活かして適切な景観整備を進めます。
- 白岡駅や新白岡駅の駅前空間は、住民の交流の場として、案内板・情報掲示板の設置や駅前広場の整備等により景観の向上を図ります。
- 公園については、周辺に配慮した適切な景観整備に努めます。
- 白岡ニュータウンやパークシティ白岡が形成している良好な都市景観の維持・保全を図ります。
- 街路樹や花の植栽の充実、建物や看板デザインの誘導などにより、個性的で美しい街並み景観の形成を図ります。
- 学校や市民に向けての景観に対する学習機会を増やし、子どもから高齢者にいたる市民に対して、自然景観や街並み、建築デザイン等に対する関心、意識の向上に努めます。
- 公共施設の整備・改修に当たっては、明確なコンセプトのもと、開放感を備え、緑に囲まれ、美しく親しみやすい建築物を建てる等、統一性のある景観を形成します。

【市民の取組】

- 田畑の手入れを行いましょう。
- 住民同士で協力しあい、定期的に地域の清掃・美化活動に参加しましょう。
- 庭などに木を植え、ブロック塀を生垣にするなど、敷地内の緑を増やしましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動に協力しましょう。
- 市の心地よい景観を確保するため、緑化活動やまちづくりなどに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所敷地内や周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境意識の向上や美化に努めましょう。
- 周辺住民や市と協力し、農地や水辺、里山などの保全に努めましょう。
- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 天然記念物や文化財の保護活動団体への支援、協力を図りましょう。

取組の目標 2. 市民の憩いの場となる空間をつくろう

(1) 快適でくつろげる空間の確保

【市の取組（環境施策）】

- 公園、緑地、河川、水路、農地、社寺林、屋敷林、街路樹、庭木、公共空間、私的空間などのそれぞれの役割を果たした緑のネットワークの形成に努めるとともに、計画的な緑の整備（公園の整備等）の推進、私的空間などの緑の創出の促進などを図ります。
- 土地区画整理事業の進捗に合わせ、街区公園の整備を進めます。また、公園や緑地は、住民の健康づくりや交流の場として安全に利用できるよう管理に努めます。
- 河川等については、地域特性を活かし、景観や生態系に配慮しつつ、沼や河川・用水路の親水環境や、遊歩道等の整備を検討するなど自然とふれあうことのできる水辺空間の形成を目指します。
- 河川沿いの親水空間を活用した快適な遊歩道を整備し、「緑のヘルシーロード」や「水と緑のふれあいロード」との連携を図ります。
- 自然環境が豊かな河川沿いの遊歩道について、舗装の改善・整備を進めながら、景観に配慮した植栽、ベンチ等の設置を進めます。
- 白岡市総合運動公園周辺について、自然環境を活かした公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 柴山沼周辺は、多くの人々が余暇を楽しめるような公園・緑地としての土地利用の保全を図ります。
- 地域コミュニティの場として、既存の公園・緑地の充実を図るとともに、市民や関係団体等との協働による適切な維持・管理に努めます。一部の遊具・施設の老朽化が進んでいることから、公園長寿命化計画を策定し、計画に基づき更新・補修を推進します。
- 快適で安全な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備やバリアフリー化など、人にやさしい道づくりを推進します。また、道路の里親制度等により、市民の道路愛護意識の向上に努め、快適な道路環境を守ります。
- 良好な住環境の整備・改善により住宅地の質の向上を目指します。また、公共施設の整備により日常生活を豊かにし、快適な生活環境の実現を目指します。
- 自然の中の緑及び優良農地は、これを極力保全し、生活の中に憩いと安らぎを与える良好な緑地空間の形成を目指します。
- 市民ニーズを的確に把握し、市民や関係団体等の参画により、誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図ります。

【市民の取組】

- 公園・緑地が動植物の生息地や生育地となり、市の良好な自然環境を形成していることを認識しましょう。
- 歩道や沿道などの設備への緑化・美化活動には積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 配送時の駐車においては、周辺の交通状況に配慮し、作業時間の短縮を図り、交通の流れを妨げることをないように努めましょう。
- 従業員一人一人が高い社会意識を持ち、環境整備活動や地域ボランティアには積極的に参加しましょう。

(2) 歴史・文化の保護

【市の取組（環境施策）】

- 白岡市文化財保存活用地域計画に基づき、地域の環境、景観などを含めた指定、未指定の文化財を一体のものとして捉え保護するとともに、市民と協働して地域の文化財を地域の手で守る取組みの充実を図ります。
- 児童生徒や市民を対象とした学習講座、講演会、ワークショップなどの文化財学習の機会を充実し、文化財の重要性についての教育普及活動に努めます。
- 指定、未指定にかかわらず地域文化財の保存・活用を図り、文化財の総合的把握に関する調査研究活動を充実させ、その成果に関する積極的な情報発信に努めます。

【市民の取組】

- 身近な文化財や地域の環境、景観などを含めた歴史文化に関心を持つとともに、関心を持つ人の輪を広げましょう。
- 文化財愛護活動や学習会に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 市内の文化財を尊重し、地域の歴史文化を産業に取り込み活かす商品開発、営業活動に努めましょう。

取組の目標 3. 安全で安心して暮らせる都市空間をつくろう

(1) 計画的なまちづくりの推進

【市の取組（環境施策）】

- 都市計画マスタープランなどに基づき、水と緑が調和した計画的な土地利用の促進に努めます。
- 公共建築物の建設、道路や橋梁の整備、河川の改修などに当たっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩の積極的な導入や、多自然型工法の採用、緑化などに努め、民間の景観への取組をリードします。また、国・県等の公共事業についても、地域景観に配慮するよう要請していきます。
- 歩道や交通安全施設などの道路環境の向上、ポケットパークや多目的トイレの整備、ユニバーサルデザインの積極的な導入の促進など、人にやさしいまちづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により整備された住宅地は、今後も良好な環境の維持・保全を図るとともに地域の活性化を図ります。
- 大規模小売店舗の進出に際しては、大規模小売店舗立地法に基づき、周辺地域の生活環境や景観の保持に努めます。
- 建築物は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を図ります。特に、公共建築物については、民間建築物の模範となるよう、より水準の高いバリアフリー化を図ります。
- 景観、環境等に配慮した道路整備を推進します。
- 関係団体と連携し、市民主体の花と緑を生かした観光まちづくりを促進します。
- 整備済みの公園等は、効果的な活用に向けて、市・市民・事業者の協力により、市民参加のシステムづくりやボランティア活動の組織づくりを行い、魅力あふれる緑の形成を図ります。

【市民の取組】

- 新築やリフォームを行う際には、環境にやさしいエコ建材や技術を取り入れ、住宅の省エネルギー化を図りましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加しましょう。
- 美しい景観が市の財産となることを認識し、景観向上のための意識の高揚を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の敷地内の緑化に努めましょう。
- 歩道など道路上で歩行の妨げになる看板等の設置はやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には、積極的に参加・協力しましょう。

(2) まちの安全対策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 大規模地震などの災害から市民の生命・財産を守るため、地震に強い建物づくりを進めます。
- 避難場所・避難路となる公園・道路等の防災空間の確保、防災上有効な緑化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 空き地や空き家が周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。
- 公共施設のバリアフリー化など、市民が安心して外出できる環境の整備に努めます。
- 住宅改修の補助等により、市民の居住環境の向上を図るとともに、高齢者や障がい者等にやさしい住宅のバリアフリー化の普及を促進します。
- 歩道の幅員の確保、自転車道の整備を含む歩車道の分離、歩道段差の解消、誘導案内機能の充実など誰もが安心・安全に利用できる、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、歩行空間の整備を推進します。
- 住民にとって重要な移動手段となる鉄道やバス等の公共交通機関は、駅舎やバス停等ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通施設の整備に努めます。
- 地域の必要に応じて、防犯灯等の防犯施設の整備・充実を図るとともに、既設防犯灯についてはCO₂削減効果の高いLED照明化を進めるなど、適切な維持管理に努めます。
- 犯罪の起こりにくい環境づくりために、道路・公園等の樹木を剪定・伐採し、死角を作らないよう、維持管理に努めます。
- 広場・空き地の有効利用、公園・緑地の整備を推進し、身近な避難場所となるオープンスペースを確保します。
- 農地や河川の自然空間の保全により治水機能を保持します。

【市民の取組】

- 渋滞の原因や事業の妨げとなり、日常生活への支障となる違法駐車や路上駐輪をやめましょう。
- 人や環境にやさしく、快適で豊かな生活の基盤となる地域づくり、まちづくり事業には積極的に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋を適切に管理し、安全で清潔な生活環境の保全に努めましょう。

【事業者の取組】

- 事業所の周辺、輸送や移動に伴う違法駐車や路上駐輪の防止に努めましょう。
- 事業所の新築・増改築に当たっては、耐震性、防災面、環境面などを考慮しましょう。
- 事業所敷地内において、倉庫や設備の点検を定期的に行い、日頃から防災への意識向上を図りましょう。

取組の目標 4. きれいで清潔なまちをつくろう

(1) ごみの不法投棄の防止

【市の取組（環境施策）】

- 警察をはじめ関係機関及び地域住民との協力や環境パトロールを実施して、ごみの不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。
- 道路、河川敷などに捨てられた不法投棄物の収集・処理を行うとともに、不法投棄防止看板の設置を行います。
- ごみ、たばこのポイ捨て、ペットのフンの後始末など、マナーの向上を推進します。
- 駅周辺の生活環境保持のため、駐輪スペースの確保や放置自転車の定期的な撤去、啓発活動等を今後も引き続き実施し、放置自転車対策を推進します。

【市民の取組】

- ごみ・たばこやペットボトル・空き缶等のポイ捨てをやめ、ペットのフンの後始末を徹底し、外出先にはごみ袋を持参し、ごみを持ち帰りましょう。
- 地域の清掃活動等に参加しましょう。
- 自己の土地・家屋の管理に責任を持ち、不法投棄の防止対策や衛生管理に努めましょう。

【事業者の取組】

- 市民や行政と連携し、情報を共有しながら、廃棄物の不法処理を防止する活動に協力しましょう。
- 事業所周辺の美化に努めましょう。
- 事業で発生した廃棄物は、事業主が責任を持って処分をしましょう。

（２）環境美化活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 各行政区や自治会等の協力を得て、ごみゼロ・クリーン運動などの清掃活動、美化活動を促進します。
- 子どもの頃からの環境美化教育、市民や事業者への啓発により、ごみの散乱防止を図ります。
- 公園、街路樹の整備と適切な管理など、公共空間の美化・緑化に努めます。
- 関係機関と連携し、害虫等の駆除・発生源対策に努めます。
- 有害鳥獣の駆除対策を実施し、農産物被害の拡大を防止します。
- 市民の水環境に関する学習機会の充実を図るとともに、市民主体による河川美化活動や水環境愛護活動を支援します。

【市民の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に努めましょう。
- 子どもの環境美化教育に努めましょう。
- 自宅や周辺の清掃活動に参加し、市内の美化に努めましょう。

【事業者の取組】

- 周辺住民とともに環境美化運動に参加し、地域ぐるみでのごみの削減に参加・協力しましょう。

■快適環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
公園緑地面積（再掲）	39.43ha	39.43ha	40.54ha
天然記念物の保全	4 件	4 件	4 件
住宅の耐震化率	93%	95%	概ね解消
民間建築物の耐震化率	98%	概ね解消	概ね解消
不法投棄物回収（環境パトロール） 実施回数	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施	月 4 回以上実施
ごみゼロ・クリーン運動参加者数	9,225 人	9,600 人	10,000 人
環境美化活動の実施支援団体数	延べ 20 団体	延べ 30 団体	延べ 40 団体

【地球環境に関すること】

地球のことを考えて行動し、いつまでも星がみえるまちを目指して

取組の目標 1. 日常生活・事業活動から地球への配慮を考え行動しよう

(1) 温暖化対策に向けた緩和策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設の電力調達については、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用・活用を積極的に推進している事業者から調達します。
- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 市民や事業者に対して、低公害車や次世代自動車の普及、ノーカーデー、エコドライブの促進を図ります。
- 市役所や公共施設の事務・事業に当たっての移動については、できる限り自転車や徒歩で移動します。
- 公用車の更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めます。
- 公用車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施します。
- 公用車の運転の際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めます。
- 防犯灯の更新及び新設に当たっては、CO₂削減効果の高い LED 照明など省エネルギーなものを選択します。
- 企業に対して、環境関連情報の提供に努めるなど、世界的な基準である ISO14001 認証取得を支援します。
- 公共施設においては、空調や照明の適正管理、3R（リユース・リデュース・リサイクル）、節水等を推進して、省エネルギーの取組を進めます。施設の更新等に当たっては、省エネルギー、再生可能エネルギー機器等の導入に努めます。
- 市民や市内の事業者に対して、冷暖房の適温管理や資源の再利用、省エネルギーの取組の普及を図ります。
- 創エネルギー・省エネルギー機器の設置に対する助成を行います。
- 限りある資源の大切さなど節水意識の向上を図ります。
- 市の事務事業にかかる委託業務に当たっては、委託業者に向けた環境配慮等の促進を行います。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。
- 温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す COOL CHOICE を推進します。
- 温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発に努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を、市民・事業者にも周知します。
- エコライフ DAY の参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。
- 市の全域から排出される温室効果ガスの削減を目指した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に努め、市・市民・事業者の三者協働による総合的な温暖化対策を推進します。

【市民の取組】

- 自然環境について関心を持ち、家庭や様々なコミュニティにおいて、私たちの暮らしと環境の関わりについて、理解を深めましょう。
- これまでの生活活動を見直し、節水や節電に努め、日常における様々な無駄をチェックしましょう。
- 一人一人が省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 外出の際には、できるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 自動車を買替えるときには、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめにしましょう。
- 自動車で外出する際には不要なアイドリングをやめ、速度変化の少ない運転を心掛けるなど、エコドライブに努めましょう。
- こまめに蛇口を閉める、泡切れのいい洗剤を選ぶ、シャワーヘッドに節水器を取り付けるなど、家庭内において節水を実践しましょう。
- 水道メーターなどを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 緑のカーテンを自宅に設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組】

- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、自主的な取組を行いましょう。
- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入を図りましょう。
- 事業所の車両更新に当たっては、低公害車や次世代自動車への移行を進めましょう。
- 自動車の利用に当たっては、タイヤの空気圧のチェックなどの、点検・整備をこまめに実施しましょう。
- 走行の妨げとなる駐車はやめましょう。
- 駐車場やターミナルにおいて、アイドリングストップの徹底と啓発表示を行いましょう。
- 輸送や移動には低公害車や次世代自動車を導入し、環境保全や事故防止につながるエコドライブや物流の効率化を図りましょう。
- 事業所内の給水設備などを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めましょう。
- 事業所に緑のカーテンを設置するなど、環境にやさしい取組をしましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。
- 通勤の際にはできるだけ自転車や徒歩、公共交通機関を利用しましょう。
- 温暖化対策の推進につながる環境保全団体に対する協力・支援や情報提供に努めましょう。

（２）温暖化対策に向けた適応策の推進

【市の取組（環境施策）】

- 河川や水路の改修、排水施設の整備、雨水流水対策等を推進します。
- 下水道管や雨水流出抑制施設等の適切な維持管理を行います。
- 市民、事業者への地震・洪水ハザードマップの周知徹底を図ります。
- 防災訓練や防災に係る出前講座などを通じて、市民の防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主的な防災組織の育成を促進します。
- 公共施設におけるエアコンの使用に当たっては、適切な温度設定と機器の維持管理に努めます。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念される熱中症の予防に関する情報提供を行います。
- 温暖化による気温上昇に伴い懸念されるデング熱等の発生など、感染症リスクに関する情報提供を行います。
- 気候変動と生態系の変化に係る情報収集と提供に努めます。

【市民の取組】

- 家庭において、様々な知恵を生かしたクールビズやウォームビズを実践しましょう。
- 暑さ指数を確認できる熱中症モニターを携行しましょう。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけましょう。
- 地震・洪水ハザードマップを把握しましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 温暖化による気温上昇に伴い傷みやすくなる食品の衛生管理など、食中毒対策を図りましょう。

【事業者の取組】

- 事業所における室温の管理を徹底し、クールビズやウォームビズに努めましょう。
- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行いましょう。
- 防災グッズを準備しましょう。
- 災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討をしておきましょう。
- 事業活動における熱中症対策を徹底しましょう。

取組の目標 2. ものを大切にしながら、ルールを守りごみを減らそう

(1) 3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進

【市の取組（環境施策）】

- 公共施設におけるごみの発生抑制及び省資源化の強化を図ります。
- 廃棄物の発生抑制と資源化に関する意識啓発と情報提供を行います。
- 家庭から出た剪定枝をチップ化する機械を貸し出して、自然の堆肥化によりごみの減量化を図ります。
- リサイクル資源となるペットボトルキャップや入れ歯、インクカートリッジなどの回収を推進します。
- 封筒、コピー用紙など、市・市民・事業者による再使用の促進を図ります。
- フリーマーケットなど、不用品の交換活動の活性化を図ります。
- 市の事務における物品の購入、使用、廃棄に当たっては、「グリーン購入法」に基づき、環境にやさしい物品等の購入を図るとともに、リサイクルの推進に努めます。
- 資源ごみの分別収集の徹底を図るとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収を促進し、リサイクルの推進を図ります。
- 学校給食の残菜の処理について生ごみ処理機による堆肥化に努めるとともに、地域や関係機関への活用を図ります。
- 3R（リユース・リデュース・リサイクル）活動を普及促進するため、「広報しらおか」などにより情報提供を行うとともに、学校や市民に向けた学習機会を設け、市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- 市主催会議やイベント参加者へのマイボトル持参を呼びかけます。
- 埼玉県プラごみゼロウィークのPRを通じて、プラスチックごみを出さないライフスタイルへの変換を呼びかけます。

【市民の取組】

- 商品を選ぶときには環境に配慮した材料を用いているもの、長く大切に使えるものを選びましょう。
- 買い物をするときには、不要なものは買わず、エコバッグを携帯し、過剰な包装は断りましょう。
- 日常生活において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 市民同士の交流を深め、互いに協力し合い、ごみの抑制や3R（リユース・リデュース・リサイクル）に努めましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、市などが行う分別・回収に積極的に協力しましょう。
- 再生品、リサイクル品等を積極的に利用しましょう。
- 資源ごみの分別を徹底するとともに、PTA・子ども会などの団体による資源回収に協力しましょう。
- ごみに関する環境学習やボランティア活動に参加し、ごみ問題の改善に向けて積極的に取組みましょう。
- ごみ収集時には分別を徹底し、ごみの資源化・再利用や、リサイクルコスト削減に努めましょう。

【事業者の取組】

- 製品の製造に当たっては、製造、使用から廃棄までの環境負荷の低減を図り、環境配慮設計を心がけましょう。
- 事業活動において廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を意識し、実践しましょう。
- 商品調達の際には、環境に配慮した商品を優先的に選ぶグリーン購入法の考え方を実践しましょう。
- 自らがリサイクルに努めるとともに、分別・回収に協力しましょう。
- 事業所内において、ごみ抑制に努めるとともに、従業員一人一人の意識啓発と市内の環境保全活動への参加を推進しましょう。
- 事業所内において、廃棄物の再資源化に積極的に取組みましょう。

（２）安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

【市の取組（環境施策）】

- ごみ処理・し尿処理施設の適切な維持管理及び効率的かつ効果的なごみの分別・収集体制の確立を促進します。
- 産業廃棄物の適正な処理について、関係機関に対して適正な処理施設の設置を働きかけると同時に、事業者に対して適正処分に努めるよう促進します。

【市民の取組】

- ごみの分別やごみを出すときのルール・マナーを守りましょう。
- 電化製品を廃棄する際は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく適切な廃棄方法で行いましょう。
- 食べきり、水きり、使いきりの「3きり」を徹底しましょう。

【事業者の取組】

- 効率的なごみの分別に努めましょう。
- 事業所内で発生した廃棄物は適正に処理するとともに資源化を図り、ごみの減量化に努めましょう。
- 事業に伴うごみの抑制を図り、従業員の意識啓発に努めましょう。

■地球環境における数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	目 標 (令和12年度)
住宅用太陽光発電システム設置助成による 最大出力量累計	83kW	425kW	850kW
防犯灯のLED化率 (LED化防犯灯／市内防犯灯総数)	30%	39%	46.5%
公共施設への太陽光発電システム設置基数	6基	7基	8基
住宅用創エネ省エネ機器設置費用 累計助成件数	50件	250件	500件
市役所庁舎電気使用量	1,016,412kwh	955,427kwh	904,606kwh
市役所庁舎水道使用量	4,496m ³	4,226m ³	4,001m ³
公用車燃料使用量(ガソリン、軽油)	21,096ℓ	19,830ℓ	18,775ℓ
コピー用紙購入枚数(A4換算)	4,842,500枚	4,551,950枚	4,309,825枚
環境学習会・講座累計参加者数	59人	350人	700人
市民1人1日当たりのごみ排出量	784g/人・日	746g/人・日	738g/人・日 (R11年度目標)※
リサイクル率(蓮田市を含む)	21.0%	25.3%	25.3% (R11年度目標)※
埋立処分量(蓮田市を含む)	1,032t	794t	769t (R11年度目標)※
し尿・浄化槽汚泥処理量	7,394kℓ	6,912kℓ	6,780kℓ (R11年度目標)※

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物処理基本計画で位置付けられた目標年次

※住宅用創エネ省エネ機器設置費用助成件数と環境学習会・講座累計参加者数の累計の目標は令和3年度以降の累計とする。

【人づくりに関すること】
私たちの明日と未来のため、
あらゆる世代が環境問題に取り組むまちを目指して

**取組の目標 1. 地球環境問題や、市のより良い環境について考え、
取組む人を育てよう**

(1) 環境教育・学習の推進

【市の取組（環境施策）】

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校や市民に向けた学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子向けの環境学習、体験学習などを実施します。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 学校や社会教育関係団体等と連携し、植栽・緑化活動、緑のカーテン事業などを通じた緑化意識の高揚やエネルギー問題に関する啓発を図ります。さらに、緑化活動を推進する人材の育成に努めます。
- 自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 人づくりや社会教育において、エネルギーに関わる様々な環境問題と資源・エネルギーの消費及び排出物の増加につながる生活様式を見直す教育を進めます。
- 自然観察や自然保護のイベント等の情報を積極的に発信し、参加者の拡大を図るとともに、市民が自然を体験できるふれあい活動を推進します。
- 「ウィークエンドいきいき体験教室」など、親子で活動することができる学習機会の充実を図るとともに、「町ぐるみん白岡」の活動を支援し、多様なプログラムの提供に努めます。
- 学校において、避難訓練や交通安全教室、施設設備の安全点検・危機管理対策等を確実に実施し、児童・生徒の安全確保を図るとともに、自他の生命を尊重し、日常に潜む危険や自然災害に対して的確に判断し行動できる児童・生徒の育成を目指します。
- 自然や文化などの地域特性を生かし、まち独自の魅力を創出することができるイベントの開催を支援します。
- 街並みの緑地景観は、道路に接する塀や庭先、窓辺等の緑化が重要な要素となることから、緑化については、住民同士による自主的なルールづくりの支援を進めます。

【市民の取組】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。
- 子どもたちが将来にわたり、健康的な食生活を実践できるよう、食に関する正しい知識を身につける「食育」への取組を行いましょう。
- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。

【事業者の取組】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。

（２）環境保全のための意識啓発活動の推進

【市の取組（環境施策）】

- 自然や自然観察のイベントなどについて、「広報しらおか」やホームページなどで積極的に情報発信をします。
- 各種行事における環境配慮製品やパンフレットなどの配布を通じて、市民の意識啓発を推進します。
- 人材バンクを活用した環境保全に関する意識啓発活動を展開します。
- 白岡市環境保全活動団体登録制度により、市内の環境に関連する団体の把握に努め、環境に関する情報提供や施策等の実施に当たって積極的な参加を呼びかけます。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、温暖化対策に関する啓発を進めます。
- 市民が地球規模の環境問題を身近な問題として捉えて、常に地球環境を意識した取組を実践できるよう支援します。
- 学校や市民に向けた景観に関する学習活動を推進し、まちの景観づくりに対する市民意識の向上に努めます。

【市民の取組】

- 行政区や地域コミュニティなどで環境について話し合う機会を設け、様々な交流を通して、社会との関わりを深め、モラルの向上を図りましょう。
- 市の環境保全に対する取組や、環境関連のイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 環境に関連する団体同士の交流に努めましょう。
- 家庭や地域の身近なところから実践できる環境配慮行動を見つけて、実践しましょう。

【事業者の取組】

- 環境関連のイベントや行事に参加しましょう。
- 市の環境保全に対する取組に積極的に参加し、従業員の環境配慮行動を促すための体制やしくみをつくり、周知徹底に努めましょう。
- 事業内容や環境保全活動を定期的に開示し、意見交換などを行い、社会の評価に耳を傾け、地域とのコミュニケーションを図りましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

■人づくりにおける数値目標

項 目	基 準 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	目 標 (令和 12 年度)
環境学習会・講座累計参加者数（再掲）	59 人	350 人	700 人
生涯学習事業参加者数（自然・環境関係）	243 人	250 人	300 人
市内小・中学校における SDG s をテーマにした環境学習の実施	32 回	年間 48 回以上	年間 80 回以上
緑のカーテン活用講座累計受講者数	41 人	250 人	500 人
市民の白岡市環境基本条例の認知度 (名前も内容も知っている)	2.3%	10.0%	15.0%
市民の白岡市環境基本計画の認知度 (名前も内容も知っている)	3.1%	10.0%	15.0%

※環境学習会・講座累計参加者数と緑のカーテン活用講座累計受講者数の累計の目標は令和 3 年度以降の累計とする。

第5章 持続可能な社会を構築するためにチャレンジする リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの考え方

本計画は、令和12(2030)年度までの10年間で実施する環境課題に対する取組の基本的な考え方を示したものです。白岡市は今後も都市化が進展し利便性が高まっていくまちですが、まちの中にはこれまでの市民生活とともに育まれてきた豊かな自然もあり、今後は自然環境の保全と都市化の両立が求められます。これは、白岡市がこれから持続可能なまちとして発展していくための重要なポイントであると言えます。

一方で、世界に目を向けると、持続可能な開発目標（SDGs）が、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されました。SDGsは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取組まれているものです。

これらの背景から、白岡市が持続可能なまちとして発展するための取組は、世界の持続可能な開発にも貢献するものと捉えることができます。

本計画の目標年度とSDGsの目標年は同じであることから、SDGsへの白岡市としての貢献を視野に入れた持続可能な社会の構築に向けて、中心的・先導的な役割や、次世代を視野に入れた長期的な視点で特に強力に進めるべき取組を「持続可能な社会を構築するためにチャレンジするリーディングプロジェクト」として位置づけるものとします。

リーディングプロジェクト1

低炭素社会から脱炭素社会の
実現にチャレンジする
**脱炭素社会を実現しよう！
プロジェクト**



リーディングプロジェクト2

多様な生物が生息・生育する環境づくり
にチャレンジする
**生物多様性を保全・創出しよう！
プロジェクト**



リーディングプロジェクト3

多くの市民が
環境づくりにチャレンジする
**環境を学び行動する市民を増やそう！
プロジェクト**



リーディングプロジェクト1

低炭素社会から脱炭素社会の 実現にチャレンジする 脱炭素社会を実現しよう！プロジェクト

市民アンケート調査では、リサイクルや省エネルギーに関して、「関心があり、日常生活で実施している」、「関心はないが、日常生活では実施している」の合計が約8割に達し、市民が日常生活においてリサイクルや省エネを実践していることがわかりました。特に、70歳以上は実践している比率が9割を超えている一方で、10～20歳代で関心をもって実践している層が低く、若年層への意識啓発が求められます。

市では、第二次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、公共施設の省エネ対策など、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいますが、産業機能が誘致・強化され、新しい街並みが形成されている白岡市において、今後は市域全体を見据えた地球温暖化対策を推進していく必要があります。

我が国では、IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書において、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、令和32(2050)年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告されたことを契機に、脱炭素社会に向けて、令和32(2050)年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、従来の「低炭素社会」から、一步進んだ「脱炭素社会」の実現を目指した取組が求められています。

さらには、近年の気象災害の激甚化について、今も排出され続けている温室効果ガスの増加により、今後豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されており、将来世代にわたる影響が強く懸念されています。このような状況は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われています。

こうした背景を踏まえ、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、みどりなどによる吸収源による除去量との間の均衡による排出実質ゼロを目指した脱炭素社会を実現するための取組を推進することとします。

【参考：SDGsにおける「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、 「13.気候変動に具体的な対策を」の目標の内容】

〈抜粋〉



- ・令和12(2030)年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- ・令和12(2030)年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- ・令和12(2030)年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



- ・全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- ・気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

脱炭素社会を実現するための取組

◆ 脱炭素社会の実現に向けた白岡市の地域全体の取組を強化します！

- 白岡市の全域から排出される温室効果ガスの削減を目指した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に努め、市・市民・事業者の三者協働による総合的な地球温暖化対策を推進します。

◆ 省エネ活動や再生可能エネルギー、高効率なエネルギーの利用を進めます！

- 公共施設は、石油依存度低下につながる再生可能エネルギー機器の導入・活用を推進します。
- 省資源・省エネルギー等に配慮した環境負荷の少ない住宅の普及を図り、環境にやさしい住宅づくりを促進します。

◆ 暮らしの中で身近に取り組める行動を促進します！

- 地球温暖化対策の一環として、公共施設等に緑のカーテンを設置するとともに、市民や事業者への普及啓発にも努めます。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）を行い、市民・事業者に周知します。
- エコライフDAYの参加を広い世代、様々な主体に呼びかけます。

◆ 白岡市の生活に潤いを与え、貴重な緑の保全と緑化を推進します！

- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 各家庭、学校、事業所などで草花や樹木の植え付けが行われ、緑豊かでやすらぎが感じられるようなまちづくりを促進します。

【市民の取組の例】

- 一人一人が省エネに努めるとともに、再生可能エネルギーについての理解や知識を深め、再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 国、県、市等で行う脱炭素社会構築のための行動促進の呼びかけ（キャンペーン）などに積極的に参加しましょう。

【事業者の取組の例】

- 事業所や事業活動において省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を図りましょう。
- 事業所内の温度を適正に管理し、消灯などの節電、節水を徹底し、備品の再利用など省エネルギーに努めましょう。

【数値目標】

- 住宅用創エネ・省エネ機器
設置費用累計助成件数
50件⇒500件
(R1) (R12)
- 公共施設への太陽光発電シ
ステム設置基数
6基⇒8基
(R1) (R12)
- 市役所庁舎電気使用量
1,016,412kWh⇒904,606kWh
(R1) (R12)
- 市民1人1日当たりのごみ
排出量
784g/人・日⇒738g/人・日
(R1) (R11※)

※蓮田白岡衛生組合が策定した一般廃棄物
処理基本計画で位置付けられた目標年次

多様な生物が生息・生育する環境づくりにチャレンジする 生物多様性を保全・創出しよう！プロジェクト

新たな街並みが形成されていく白岡市において、これまで市民生活とともに育まれてきた自然の豊かさは、より貴重なまちの資源となっていきます。8割以上の市民が身近な環境を快適であると感じており、その傾向は増加傾向にあります。

市民アンケート調査では、身近な環境を「快適」とする理由としては、「駅やスーパー、学校などが近い」、「緑が多く自然が豊か」、「静かで過ごしやすい」などが挙げられ、利便性の良さとともに、閑静な環境、自然の豊かさが評価されています。

また、自然を取り巻く社会情勢としては、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」の生物多様性の3つのレベルが豊かに保たれている社会を目指した生物多様性の保全が求められています。

「ひこべえの森」では市民のいきもの調査が実施されていますが、多様な生物が確認されており、白岡市の自然が豊かであることを示しています。一方、市内全体ではアライグマやミシシippアカミミガメなどの外来生物が確認されており、生物多様性を保全していく上での課題となっています。

こうした背景を踏まえ、白岡市の新しい街並みと自然が共生し、多様な生物が生息・生育するまちを目指した生物多様性の保全・創出に向けた取組を推進することとします。



【種の多様性】

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいること。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。



【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川など様々なタイプの自然があること。

■生物多様性の3つのレベル

【参考：SDGs における「14.海の豊かさを守ろう」、
「15.陸の豊かさを守ろう」の目標の内容】

〈抜粋〉



- ・令和 2(2020)年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- ・あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。



- ・令和 12(2030)年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
- ・自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、令和 2(2020)年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- ・令和 2(2020)年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

生物多様性を保全・創出するための取組

◆ 多様な生き物の息づくまちをつくります！

- 市内に生息する生き物などの調査を実施し、市民への情報提供を行います。
- 市民や関係機関と連携し、貴重な生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの必要な保全措置を図ります。
- 公園や学校などの公共用地については、生態系に配慮して自然環境の創造に努めます。

◆ 市民も生き物も安心して共生できる緑や水辺などの保全・創造を推進します！

- 市民と協力し、「ふるさとの森」をはじめ、里山林、屋敷林、社寺林などの残された樹木・樹林の保全・管理に努めます。
- 市街化区域内の農地を生産緑地制度等により保全し、都市の緑地空間の確保を図ります。
- 農業・農村が持つ多面的機能が維持・発揮されるよう、国や県の交付金制度を活用した取組を進めます。
- 市内唯一のビオトープである柴山沼の維持管理に努め、親水空間の保全に努めます。
- 多自然型工法の採用による自然環境への配慮を河川管理者に働きかけ、河川等を整備・充実し、水辺環境の保全・創造に努めます。

【市民の取組の例】

- 減少傾向にある在来種の保全に努め、また外来種についての情報や知識を共有し、むやみに動物を放さないようにしましょう。
- 敷地内に実のなる木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。
- 市内に生息する生き物に関心を持ち、保全する意識を持ちましょう。

【事業者の取組の例】

- 河川、森林、農地、湿地などが、様々な動植物の生息基盤となることを認識し、自然環境の保全に努めましょう。
- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。
- 外来生物などの有害鳥獣についての情報収集に努め、駆除活動に協力しましょう。

【数値目標】

- 市街化区域内の保存樹林の指定面積
20,388 m² ⇒ 現状維持
(R1) (R12)
- 市街化区域内の保存樹木の指定本数
10 本 ⇒ 現状維持
(R1) (R12)
- 公園緑地面積
39.43ha ⇒ 40.54ha
(R1) (R12)
- 川の国応援団登録数
6 団体 ⇒ 12 団体
(R1) (R12)

多くの市民が環境づくりにチャレンジする 環境を学び行動する市民を増やそう！プロジェクト

市民アンケート調査の結果では、環境に関する情報提供や知識の増進が課題となっています。また、リサイクルや省エネルギー行動を実践していないと回答した理由については、「どのような取組をすれば良いのかわからない」という理由が多く挙げられています。

一方で、例えば、SDGs の認知度について市民全体では「知らない」が約 6 割と高くなっていますが、10 歳代では「言葉も内容や意味も知っている」が約 4 割と特に高く、学校等による環境教育の効果が見られます。さらに、市が重点的に取組むべき施策としては、10 歳代が「環境問題に関する講演会や学習講座の開催」を求めている回答が多く、若者の環境教育等に対する要望が高いことがわかりました。

環境基本条例及び環境基本計画（改訂版含む）の認知度については、どの条例・計画においても、「名前も内容も知っている」は約 2～3%となっており、「名前も内容も知らない」が約 7 割と、ほとんどの市民に認知されていない状況となっています。

こうした背景を踏まえ、白岡市環境基本条例や環境基本計画の周知を徹底するとともに、環境に対する知識の向上を目指した学びの機会の充実を図り、環境に関心を持ち、学び、行動する市民を増やすための取組を推進することとします。

【参考：SDGs における「4.質の高い教育をみんなに」、
「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の目標の内容】

〈抜粋〉



・令和 12(2030)年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



・政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
・貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間およびリーダーシップを尊重する。
・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

環境を学び行動する市民を増やすための取組

◆ 多様な主体、世代が学べる機会を充実させます！

- ボランティア団体などと連携しながら、自然環境に関する学習会の開催など、学校教育や社会教育での学習機会の拡大を図ります。
- 保育所や児童館などにおいて、児童や親子向けの環境学習、体験学習などを実施します。
- 環境関連事業の実施や、学校の授業における環境関連の副読本の活用などにより、学年に応じた環境教育や意識啓発を推進します。
- 自然観察会や体験学習、各種環境関連の生涯学習講座等の実施、拡充を通じて、幅広い世代の市民に対する環境学習を促進するとともに、自然学習指導者や公園ボランティアなどの育成を図ります。
- 地球環境に負荷の少ない生活への転換を促進するため、「広報しらおか」やパンフレット等により情報を提供するとともに、学校教育や社会教育等の機会を捉えて、地球温暖化対策に関する啓発を進めます。

◆ 市民、事業者に対する白岡市の環境行政への理解を深める機会をつくります！

- 「広報しらおか」やホームページ、教育・学習の場、イベント時など様々な場所と場面で、白岡市環境基本条例、白岡市環境基本計画を周知する機会を作ります。

【市民の取組の例】

- グリーンツーリズムなどのエコツアーに参加し、環境について楽しみながら学べる機会を多く持ちましょう。
- 自然観察会や環境学習の機会に関心を持ち、参加しましょう。
- 家庭において、環境について話し合う機会を設け、一緒に考えましょう。

【事業者の取組の例】

- 市や地域における環境学習の機会などに参加するとともに、企業として協力しましょう。
- 事業所の環境への取組について、地域へ周知を図るため、事業所の見学会などを検討しましょう。
- 従業員に対して、環境保全に関する勉強会などを開催し、意識向上に努めましょう。

【数値目標】

- 環境学習会・講座累計参加者数
59人⇒700人
(R1) (R12)
- 市内小・中学校におけるSDGsをテーマにした環境学習の実施
年間32回⇒年間80回以上
(R1) (R12)
- 白岡市環境基本条例認知度
(名前も内容も知っている)
2.3%⇒15.0%
(R1) (R12)
- 白岡市環境基本計画認知度
(名前も内容も知っている)
3.1%⇒15.0%
(R1) (R12)

第6章 計画の推進方策

1. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、見直しまでの流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）による環境マネジメントサイクルにより進行管理していきます。



(2) 進行管理の方法

進行管理については、リーディングプロジェクトに位置付けた施策、及び数値目標を中心に実施していきます。

具体的には、市の環境の状況や、施策の実施状況、数値目標の達成状況などを定期的に把握・調査し、これらの結果を「広報しらおか」やホームページを通じて市民に公表します。併せて、「白岡市環境審議会」、「白岡市環境政策推進会議」等への報告を行い、意見・提言をいただいたうえ、計画を見直し、それに基づくさらなる取組を実施していくものとします。

2. 計画の進捗状況や目標達成状況の公表

毎年、計画の進捗状況や目標達成状況について、「広報しらおか」やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。

3. 計画の推進体制

（１）白岡市環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただきます。また、環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について報告し、意見・提言を受けます。

（２）白岡市環境政策推進会議

本計画に掲げた施策を組織的かつ計画的に推進するために、庁内組織である「白岡市環境政策推進会議」による点検・評価を行っていきます。

（３）白岡市環境ネットワーク（仮称）

市の環境の保全及び創造に向けて、市民・事業者等が、自発的な活動の協力や情報交換、意見交換等を行い、協働して取組を推進するためのネットワークづくりを進めます。

（４）広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題への対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取組めます。

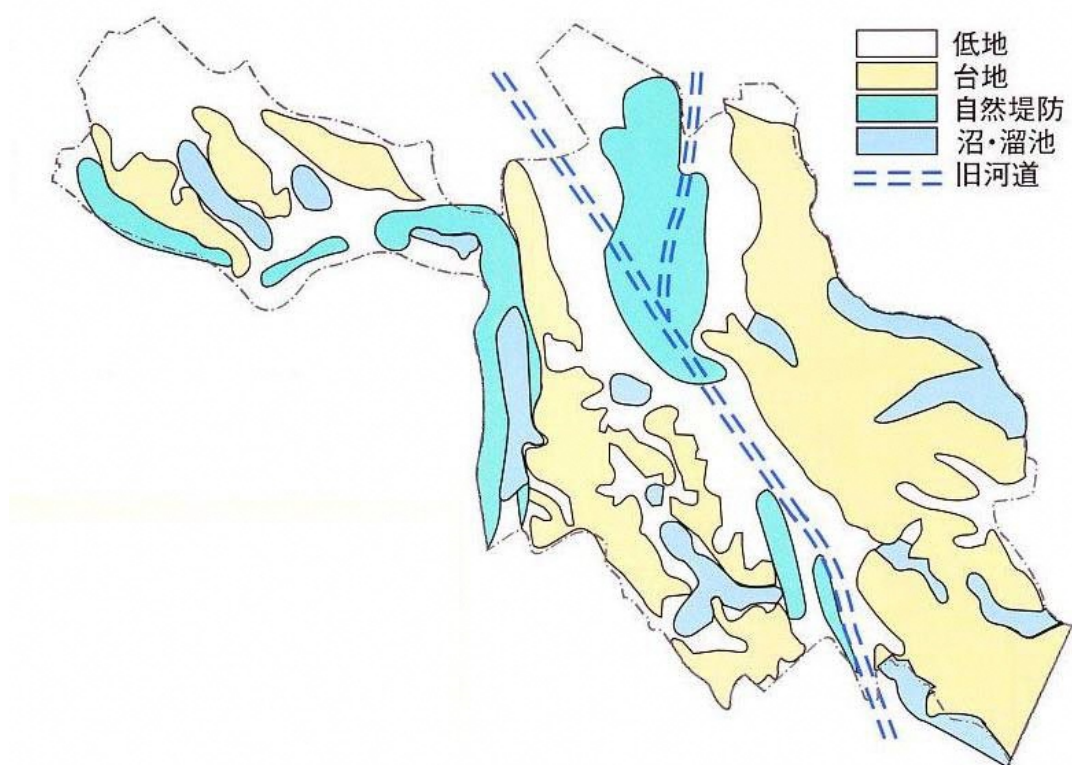
資料● 白岡市の環境の現況

第Ⅰ節 自然環境

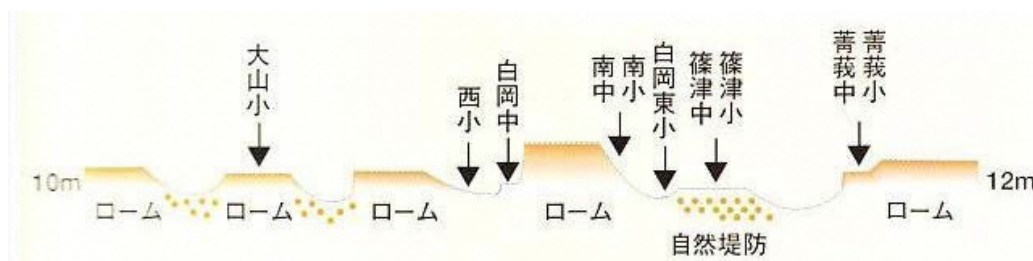
(Ⅰ) 地形・地質

白岡市の地形は、台地と低地が入り組んだ複雑な地形をなしており、台地と低地の区分は、10mの等高線とほぼ一致しています。台地は箱根火山噴火時の降灰が堆積した赤土（関東ローム層）が表土を覆い、その下部には砂と砂礫（されき）を含んだ層がみられます。

低地は、利根川や支流の氾濫などによって土砂が運ばれ、堆積してできた沖積地です。



■ 地形断面図



資料：白岡市教育委員会

■ 地形断面図

(2) 水象

市内の河川は、国の一級河川に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川があります

用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水・笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の水源となっています。

市の西側にある柴山沼は、川越市の伊佐沼に次ぐ県内第2位の面積を誇る自然沼であり、年間を通して多くの人が訪れています。



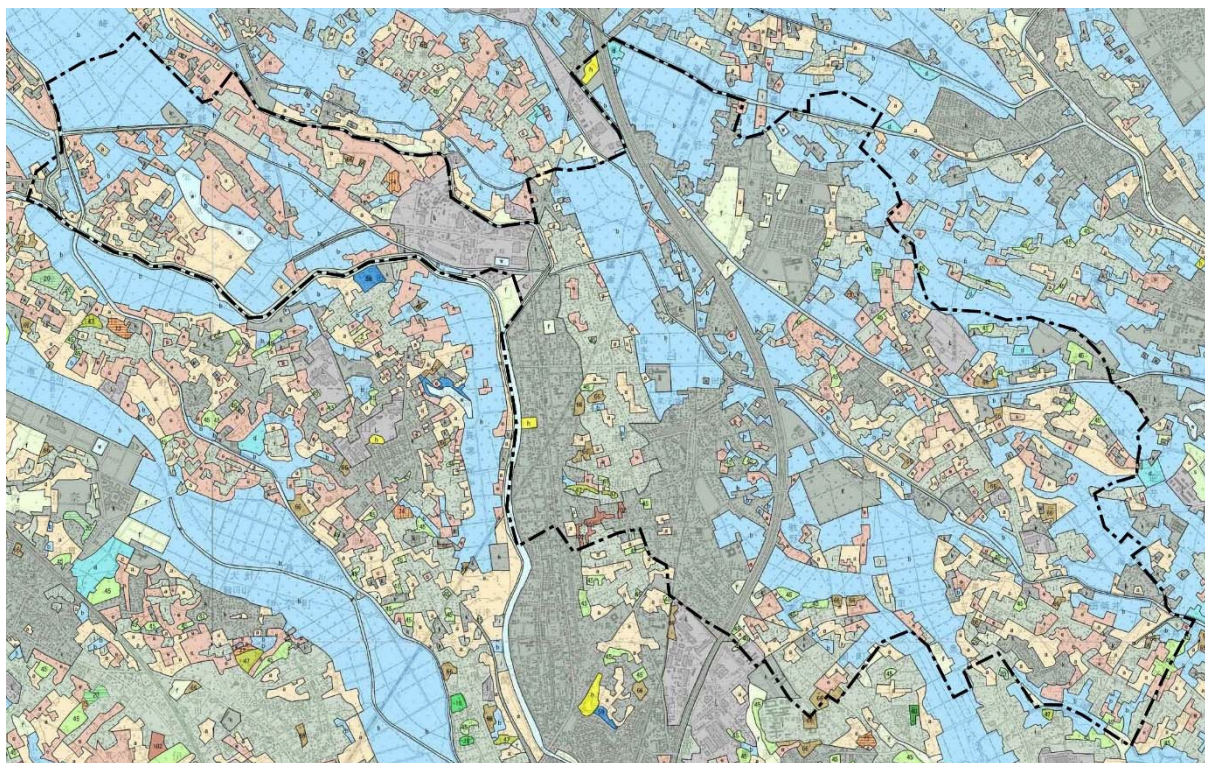
資料：白岡市 HP

■河川図

(3) 植生

白岡市の植生は、低地部では水田雑草群落、台地部では果樹園、畑雑草群落が大部分を占めており、農地に伴う植生が緑の主体をなしています。

また、台地部の所々にクヌギ-コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林などの樹林地が点在し、本市の旧来の自然や景観をとどめる貴重な場となっていますが、近年では開発に伴い、減少の傾向にあります。



植生図 凡例

20 シラカシ屋敷林	74 マダケ・ハチク林	b 水田雑草群落
45 クヌギ-コナラ群落	h ゴルフ場・芝地	k 市街地
47 アカシデーヌシデ群落 (VII)	f 路傍・空地雑草群落	i 緑の多い住宅地
102 アカマツ群落 (VII)	e 果樹園	L 工場地帯
66 スギ・ヒノキ・サワラ植林	a 畑雑草群落	w 開放水域

資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（環境省、平成12年度作成）

■現存植生図

(4) 動物

白岡市には、かつては樹林地、草地、農地などに生息する多様な動物がみられましたが、開発の進展とともに自然環境に依存の強い動物類は減少し、現在では都市部に適応した鳥類や樹林等に支えられる昆虫類などにより動物相が形成されています。近年では水質の改善などにより、ウナギ、ナマズなどの魚類のほか、トンボなどの昆虫が徐々に回復しつつあります。

一方で、住宅地におけるスズメバチの営巣や、県内でのセアカゴケグモ、クビアカツヤカミキリの発見、アライグマやハクビシンによる農作物被害、温暖化や外来種など、生き物に係る問題が顕著になってきています。

「白岡町史資料 7 自然（昭和 62 年）」や、地元周辺の専門家によるヒアリングなどによると、白岡市に生息する動物類の概況は次のとおりです。

①ほ乳類

アナグマ、テンなどは、大正、昭和初期以降みられなくなりました。

イタチは減少しましたが、まれにみられます。

近年では、キツネやげっ歯類（アカネズミ、ハタネズミ、カヤネズミなど）の目撃情報がありました。

②鳥類

かつては、山林や草地、水辺に生息する多様な鳥類がみられました。近年では、キジ、カワセミはたまにみられますが、ウズラ、トビなどは、ほとんどみられなくなりました。

よくみられる鳥類としては、キジバト、カラス、オナガ、ヒヨドリ、ムクドリなど、住宅街でもみられるもの、また、田畑に多いツグミ、カルガモ、チュウサギなどとなっています。

③は虫類

ヘビ類、カナヘビ・トカゲは減少しましたが、農村部では確認できます。スッポンはすっかりみられなくなりました。また、外来種ではミシシippアカミミガメなどがみられます。

④両生類

かつてみられたイモリは、戦後急速に減少し、全くみられなくなりました。アカガエルもみられなくなりましたが、アマガエルは減少したものの水田等でみられるほか、トウキョウダルマガエル、ヌマガエル、ヤモリもみられます。

⑤魚類

ドジョウは、戦後急速に減少しましたが徐々に戻りつつあります。ウナギ、ナマズは減少傾向にあります。コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、モツゴは確認できます。

一方では、ブラックバス、ブルーギル、カダヤシなどの外来種が増えてきています。

⑥昆虫

タガメ、ゲンゴロウなど、水田等に棲む水生昆虫類は昭和 40 年代にみられなくなりました。

トンボ類も昭和 40 年代に激減しましたが、ヤブヤンマ、ナツアカネなどは近年復活し、イトトンボ、シオカラトンボなども再び姿をみせはじめました。

バッタ・コオロギ類は、草原が減った分だけ減少しスズムシ、マツムシ、ウマオイ、クツワムシなどは、ほとんどみられなくなりました。セミ類は、樹木・果樹の多いところでみられます。甲虫類は、開発で自然が減った分だけ減少していますが、タマムシ、クワガタムシ、カブトムシなどもみられます。

(5) 貴重な自然

①ふるさとの森

埼玉県では「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、埼玉らしさを感じさせるまとまった樹林地などを、「ふるさとの緑の景観地」や「ふるさとの森」として知事が指定し、その保全に努めています。

市内においても、「ふるさとの森」として4箇所が指定されていましたが、そのいずれもが県の指定期限満了を迎え、引き続き白岡市が「ふるさとの森」として指定しました。

現在、市内には3箇所の「ふるさとの森」が指定され、住民から親しまれています。

市内に残される樹林地の多くは、屋敷林や社寺林となっていますが、「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森」は、市内にわずかに残された雑木林のひとつであり、コナラ、クヌギ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉樹と、シラカシ、ヒサカキ、シロダモなどの常緑樹がみられます。また、絶滅危惧種のシュンランも自生しています。

「彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森」は、平成22(2010)年度の埼玉県の「まちのエコ・オアシス保全推進事業」により、森の一部を土地所有者の御協力により公有地化し次世代に継承していくことになりました。現在、市民ボランティアが中心となり保全・管理されています。

■白岡市の「ふるさとの森」指定状況

No.	名 称	所在地	面 積	指定期間
1	彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森	彦兵衛	1.21ha	平成9年3月31日～令和4年3月31日
2	白岡東地区ふるさとの森	白岡	0.54ha	昭和56年4月4日～令和3年3月31日
3	八幡神社社叢ふるさとの森	白岡	0.51ha	〃

資料：環境課



■彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森

②保存樹木・保存樹林

白岡市では緑豊かな住みよい自然環境づくりを目指し、市内に残る健全で美観にすぐれ、市民に親しまれている樹木並びに樹林を保存樹木・保存樹林に指定し、その維持管理に対して奨励金を交付しています。

現在、9箇所の保存樹林、10本の保存樹木が指定されていますが、様々な事情で伐採されるなどして、指定解除される保存樹木も多く、一層の保全施策が求められます。

■保存樹林指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	面積 (㎡)	指定年月日
1	1	白岡	社寺	3,066	昭和 61 年 5 月 15 日
2	2	白岡	個人	5,089	〃
3	8	白岡	個人	1,044	〃
4	9	白岡	個人	797	〃
5	10	白岡	個人	4,403	〃
6	15	篠津	社寺	736	〃
7	16	小久喜	社寺	2,207	平成 2 年 7 月 26 日
8	19	白岡	個人	1,785	平成 16 年 4 月 1 日
9	20	白岡	個人	1,261	平成 18 年 4 月 1 日

資料：環境課

■保存樹木指定状況

No.	指定番号	所在地	所有形態	樹種	幹周り (m)	樹高 (m)	指定年月日
1	9	篠津	社寺	イチヨウ	2.40	20	昭和 61 年 5 月 15 日
2	10	篠津	社寺	イチヨウ	2.15	20	〃
3	12	篠津	社寺	ケヤキ	2.15	20	〃
4	14	篠津	社寺	シイ	2.40	18	〃
5	24	白岡	個人	イチヨウ	1.80	16	〃
6	28	白岡	個人	カキ	1.60	15	〃
7	37	篠津	個人	ケヤキ	2.90	16	〃
8	38	小久喜	寺社	イチヨウ	2.22	20	平成 31 年 2 月 1 日
9	39	小久喜	寺社	イチヨウ	2.52	20	〃
10	40	小久喜	寺社	スギ	2.08	20	〃

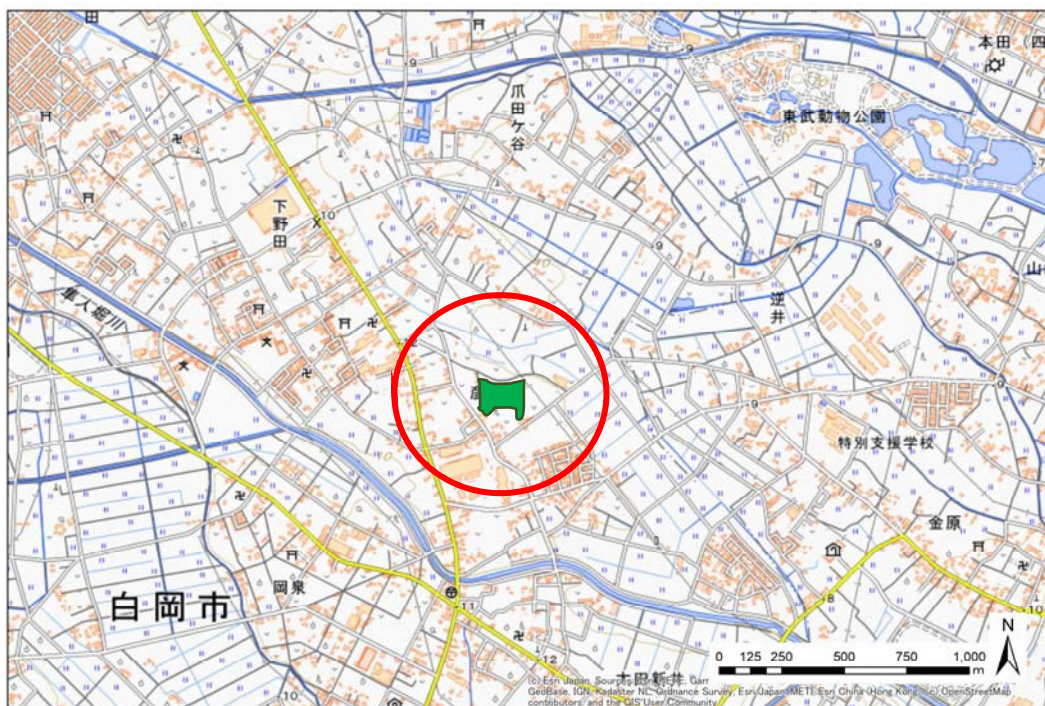
資料：環境課



■保存樹林（篠津地内）

③ひこべえの森生き物調査

ひこべえの森では、市民やボランティアによる生き物調査を実施しています。令和2年度の調査では、以下のような動植物が確認されています。



出典：地理院タイル（ベースマップ標準）に対象範囲を追記して掲載

■ひこべえの森位置図

1) 動物編

① ニホンアマガエル <i>Hyla japonica</i> 無尾目アマガエル科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州・佐渡島・大隅諸島等	
生息環境	海岸付近から市街地の植え込みや公園、草原から高山帯付近まで生息している。	
生 態 特 徴	背中には黒い斑紋が出ることもあるが、なめらかで突起物はほとんどない。緑色や灰褐色の体色をしていることが多いが、周囲の環境によって灰色から緑色へ、あるいはその逆へと体色を変えることができる。雄はのどを大きく膨らませて鳴く。産卵には、水田、沼や湿地、雨後の水たまりなどの止水が利用される。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24 年、平凡社）
「野外観察のための日本産両生類図鑑」（H30 年、緑書房）

②ニホンカナヘビ <i>Takydromus tachydromoides</i> 有鱗目カナヘビ科		
指定状況	埼玉県 RED：RT	
分 布	北海道・本州・四国・九州と周辺の島等	
生息環境	平地から低山地のやぶや草地、庭先などに生息している。	
県内分布	台地・丘陵帯を中心に、低山帯から低地帯まで広く分布しているが、緑地面積の減少による生息適地の減少、道路等造成に伴う生息地の分断などによって、個体数の減少がみられる地域がある。都市化の進行している県南部、開発が盛んな県東部ではこの傾向が顕著である。	
生 態 特 徴	全長の 2/3 を占める長い尾と、かさついた感じのうろこが特徴。褐色の基色で、腹面は灰色から黄色みを帯びた白色。側面には細い白癬と太い黒褐色線が走る。繁殖期は 3-9 月。交尾は春先から始まり、雄は交尾の途中に雌の腹部を噛むため、交尾後の雌には V 字型の噛みあとが多数みられる。夜は草の上や落ち葉の下で休む。	

出典：「決定版日本の両生爬虫類」（H24 年、平凡社）

「野外観察のための日本産爬虫類図鑑」（H30 年、緑書房）

② ショウリョウバッタ <i>Acrida tuurrita</i> 直翅目バッタ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	明るい草地に生息している。	
生 態 特 徴	雌雄で著しく大きさが違い、雌に比べ雄は小さく細長い。体色は全体緑色または灰褐色。個体により白線や白点を装うことがある。飛ぶときにキチキチと音を立てる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅲ」（昭和 63 年、北隆館）

④キアゲハ <i>Papilio machaon</i> チョウ目アゲハチョウ科	
指定状況	指定なし
分 布	北海道・本州・四国・九州
生息環境	日当たりのよい草地に生息している。
生 態 特 徴	通常は年2回、暖地では年3-4回の発生。山頂の草地に好んで集まり、占有する習性が強い。食草はセリ科植物であるが、キハダ、ミカン類などのミカン科植物を野外で食う場合もある。



出典：「原色昆虫大図鑑Ⅰ」（昭和 56 年、北隆館）

「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑤ナガサキアゲハ <i>Papilio Memnon</i> チョウ目アゲハチョウ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（関東以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	人家の周辺に多く生息している。	
生 態 特 徴	年 3 回、4 月下旬より姿を見せる。九州南部では 3-5 回の発生。緩やかに飛び、雄は地面で吸水することがある。食草はミカン類であり、ときに、カラタチ・ヒラミレモンに幼虫が見られることもある。	

出典：「原色日本蝶類図鑑」（昭和 51 年、保育社）
「フィールドガイド 日本のチョウ」（令和元年、誠文堂新光社）

⑥カブトムシ <i>Allomyrina dichotoma</i> 鞘翅目コガネムシ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・沖縄	
生息環境	クヌギなどの木に生息している。	
生 態 特 徴	雄には頭部と前胸背の角状突起があるが雌にはなく、上翅は鮫膚状で軟毛がやや密に生えている。クヌギなどの樹液に集まり、灯火にも飛んで来る。幼虫は朽木、おがくず、堆肥の中などにいる。	

出典：「原色昆虫大図鑑Ⅱ」（昭和 59 年、北隆館）

⑦キジ <i>Phasianus colchicus</i> キジ目キジ科		
指定状況	指定なし	
分 布	本州・四国・九州・種子島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の明るい林、林縁、草原、農耕地などに生息している。	
生 態 特 徴	雄は赤い顔と緑の胸が目立ち長めの尾をした日本の国鳥。雄は赤い顔を膨らませて求愛する。巣は地面を浅く掘り凹ませてつくられた簡単なもので、産卵期は 4-7 月。主に地上を歩いて餌をとり、草の葉や実、昆虫やクモなどを食べる。夜のねぐらは樹上にとる。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）
「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

⑧コゲラ <i>Dendrocopos kizuki</i> キツツキ目キツツキ科		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州・南西諸島・伊豆諸島	
生息環境	平地から山地の林に生息している。	
生 態 特 徴	黒と白の模様をした小さなキツツキ類。林の中の枯れ木や、枯れかかった木にくちばしで穴を掘って巣とし、5-7個の卵を産んで、つがいが共同で抱卵、育雛をする。主に昆虫類を餌とし、秋冬でも樹皮の下から虫を探して食べる。秋冬には単独またはシジウカラ類の群れやメジロなどとともに行動すること多いが、自分の縄張りからはあまり出ない。	

出典：「山溪カラー名鑑日本の野鳥」（昭和 60 年、山と溪谷社）

「日本の鳥 550 山野の鳥」（平成 26 年、文一総合出版）

2) 植物編

①ヒメコウゾ <i>Broussonetia monoica</i> クワ科カジノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県以南）・四国・九州（奄美大島まで）	
生息環境	低山地の林縁/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉身は薄くゆがんだ卵型で、長さ 4-10cm、幅 2-5cm。ときに、2-3 片に深く裂け、先は尾状に長くとがる。縁に先のやや鋭い鋸歯が多数あり、表面は短毛が散生、裏面には脈状にあら毛がある。雌雄同株であり、若枝の葉腋ごとに 1 個の花序を伸ばす。新枝上部の葉腋に雌花序、下部に雄花序がつく。雌花の花被は袋状で、花柱は赤色で長さ 5mm、下部にごく短い突起がある。子房は下部が狭くなり、ごく短い柄がある。果実が熟すと花被は肥大して液質となり、赤色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

②サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i> ミカン科サンショウ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	低山地の林内/落葉低木	
花 期	4-5 月	
特 徴	葉の基部近くの枝に長さ 3-10mm ほどのとげがある。葉は互生し、長さ 5-18cm、9-19 枚の小葉からなる。小葉は卵形または卵状楕円形で、長さ 1-5cm、幅 0.5-2cm、先は短く浅く 2 裂し、基部は鈍形または円形である。縁にあらい鈍鋸歯があり、表面は主脈がへこんで毛があり、裏面は無毛で油点が散生する。花柄は長さ 1-2mm。花被片は 7-8 個、狭披針形で先がとがり、長さ約 2mm。果実は 1-3 個の分果に分かれ、分果は楕円状球形で長さ約 5mm、赤色でしわがある。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

③コナラ <i>Quercus serrata</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	 
分 布	北海道・本州・四国・九州の温帯下部から暖帯	
生息環境	向陽の山野/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰白色で縦に不規則な割れ目がはいる。葉身は長楕円形、先は鋭尖形または鋭形となり、縁には鋭頭又はやや丸みを帯びた鋸歯がある。葉の表面は緑色で、はじめは絹毛があるが次第に落ちて無毛となり、光沢がでる。葉の裏面は小さな星状毛と絹毛があって灰白色。関東・中部・近畿地方の暖帯では、二次林の優占種の一つとなっている。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

④クヌギ <i>Quercus acutissima</i> ブナ科コナラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（岩手県・山形県以南）・四国・九州・沖縄	
生息環境	山地、丘陵地/落葉高木	
花 期	4-5 月	
特 徴	幹は高さ 15m、径 60cm に達する。樹皮は灰褐色で不規則に割れる。葉は長楕円状披針形で互生し、先は尖鋭形。葉の表面は初め軟毛があるが、しだいに無毛となる。葉の裏面は黄褐色の脱落的軟毛を密生するが、のちに中脈や側脈の毛を散生するのみで淡い緑色となる。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑤ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i> ミツバウツギ科ゴンズイ属		
指定状況	指定なし	
分 布	本州（茨城県及び富山県以西）・四国・九州・沖縄	
生息環境	暖帯の二次林または林縁/落葉小高木	
花 期	5-6 月	
特 徴	高さ 3-6m、とき 10m になる。葉は対生し、奇数羽状複葉で長さ 10-30cm、幅 6-12cm。柄は長さ 3-10cm で中軸ともに毛がない。小葉柄は、側小葉では長さ 1-12mm、頂小葉では 2-3cm とより長く短毛がある。時に頂小葉を欠く。小葉は狭卵形、かたくて表面に光沢があり、長さ 5-9cm、幅 2-5cm 鋭頭尖頭。黄白色の花が咲く。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑥ウド <i>Aralia cordata</i> ウコギ科タラノキ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	山野/大形の多年草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は太く、短毛があり、高さ 1-1.5m になる。葉は互生し、広くて大きい 2 回羽状複葉、広三角形でほぼ水平に広がる。葉柄の基部に小托葉がある。小葉は柄がないか短い柄があり、卵形～長楕円形、長さ 3-30cm、幅 3-20cm、先は鋭尖形、縁に細鋸歯があり、両面に短毛がある。散形花序が複総状に集まり大きな花序となる。花柄には褐色の綿毛が密生する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑦ヘクソカズラ <i>Paederia foetida</i> アカネ科ヘクソカズラ属		
指定状況	指定なし	
分 布	日本全土	
生息環境	日当たりの良いやぶや草地/つる草	
花 期	8-9 月	
特 徴	茎は左巻きに他物に絡まり、基部は木質化し、葉とともに多少の毛がある。葉は対生し、葉柄は長さ 0.5-5cm。葉身は披針形から広卵形、鋭頭または鋭尖頭、基部はやや心形で、長さ 4-10cm、幅 1-7cm。葉腋に 2 出集散花序を作り、数個から数十個の花をつける。花柄は短毛が密生または散生し、長さ 1-5mm。果実は球形で黄色に熟し、直径約 5mm。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑧コバギボウシ <i>Hosta sieboldii</i> クサスギカズラ科ギボウシ属		
指定状況	指定なし	
分 布	南千島・北海道・本州・四国・九州	
生息環境	日当たりのよい湿地/多年草	
花 期	7-8 月	
特 徴	根茎は短く、横に這う。葉は斜めに立ち葉身は披針形、長さ 10-20cm、幅 5-8cm、光沢がなく脈は上面でへこみ、基部は急に狭まって柄に流れる。花被は 5-6cm、淡紫色、内側の脈は濃紫色。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

⑨ヤブヘビイチゴ <i>Potentilla indica</i> バラ科キジムシロ属		
指定状況	指定なし	
分 布	北海道・本州・四国・九州	
生息環境	草地、茂み、林縁の日陰/多年草	
花 期	4-6 月（しばしば秋にも咲く）	
特 徴	すべての形態がヘビイチゴに似るが、全体的に大型である。匍匐枝の数はほぼ同じだがより長く、節部は秋に肥厚しない。葉は緑色から深緑色でやや厚い。頂小葉は菱状長楕円形で鋭頭、単鋸歯を付けるが、非常にまれに 2 重鋸歯になり、長さ 3-4.5cm、幅 2-3cm。葉柄はしばしば基部で帯紅紫色を呈する。	

出典：「日本の野生植物」（平成 29 年、平凡社）

第2節 生活環境

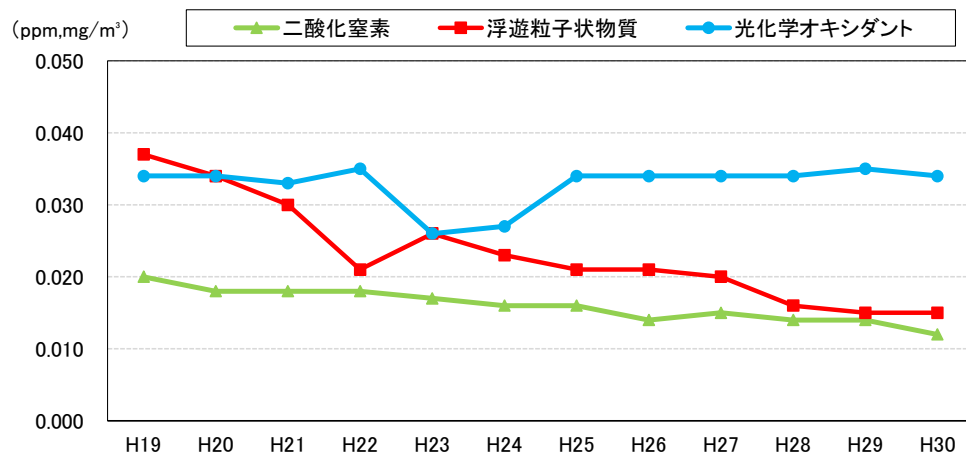
(1) 大気

県では、56箇所の一般環境大気測定局を設置し、大気汚染の測定を行っています。

白岡市に隣接する久喜市（久喜南中学校）の平成19(2007)年度以降の測定結果をみると、年平均値では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質は低下する傾向にあり、光化学オキシダントでは横ばいの傾向となっています。環境基準の達成状況をみると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質においては継続して達成しています。また、平成26(2014)年度から測定が始まった微小粒子状物質の測定結果を見ると、年平均値は減少傾向にあり、環境基準も平成27(2015)年度以降達成しています。一方、光化学オキシダントは毎年非達成の状況が続いています。

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる物質であり、その削減は全県的な課題となっています。

■大気汚染物質濃度の推移



資料：環境課 埼玉県環境白書

■大気汚染物質濃度の推移

測定年度	二酸化窒素			光化学オキシダント			浮遊粒子状物質			微小粒子状物質		
	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否	昼間1時間値の年平均値	昼間1時間値の最高値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否
	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(ppm)	(ppm)	適：○ 否：×	(mg/m³)	(mg/m³)	適：○ 否：×	(μg/m³)	(μg/m³)	適：○ 否：×
H19	0.020	0.039	○	0.034	0.172	×	0.037	0.076	○	—	—	—
H20	0.018	0.034	○	0.034	0.173	×	0.034	0.071	○	—	—	—
H21	0.018	0.037	○	0.033	0.159	×	0.030	0.065	○	—	—	—
H22	0.018	0.037	○	0.035	0.181	×	0.021	0.052	○	—	—	—
H23	0.017	0.035	○	0.026	0.122	×	0.026	0.053	○	—	—	—
H24	0.016	0.033	○	0.027	0.158	×	0.023	0.049	○	—	—	—
H25	0.016	0.035	○	0.034	0.153	×	0.021	0.055	○	(15.3)	(48.8)	—
H26	0.014	0.03	○	0.034	0.156	×	0.021	0.049	○	15.1	36.9	×
H27	0.015	0.033	○	0.034	0.163	×	0.020	0.047	○	14	32.4	○
H28	0.014	0.033	○	0.034	0.12	×	0.016	0.04	○	12.8	32	○
H29	0.014	0.031	○	0.035	0.142	×	0.015	0.036	○	12.5	29.6	○
H30	0.012	0.03	○	0.034	0.132	×	0.015	0.037	○	12.6	28.7	○

資料：環境課 埼玉県環境白書

(2) 水質

白岡市では、6 河川において夏季・冬季の年 2 回の水質分析を行っています。

代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の状況をみると、各河川とも夏季においては環境基準値（C 類型：5mg/L）を達成しており、概ね良好な状況にあるといえます。

冬季においては平成 28(2016)年度の姫宮落川、平成 30(2018)年度の隼人堀川で環境基準を超過しているものの、そのほかの河川では近年は環境基準以下の値となっており、水質が改善されている状況にあります。

水質悪化の要因としては、冬季の河川流量の減少に伴う一般家庭からの生活排水等の汚濁負荷の影響が推測され、生活排水対策のさらなる改善が必要と考えられます。

なお、白岡市では、市街化区域を中心とする中央部は公共下水道事業で、市西部地域では農業集落排水事業で下水道の整備を行い、家庭や工場等からの雑排水を処理しています。

公共下水道は、県の中川流域下水道の関連公共下水道事業により進められており、平成 3(1991)年 4 月に供用開始し、令和元(2019)年度末では、約 36,000 人が公共下水道を利用しています。

そして、農業集落排水事業は、平成 8(1996)年度から事業着手し、平成 12(2000)年 4 月に柴山地区で供用開始、平成 19(2007)年 1 月には大山地区の一部が供用開始しています。

■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化

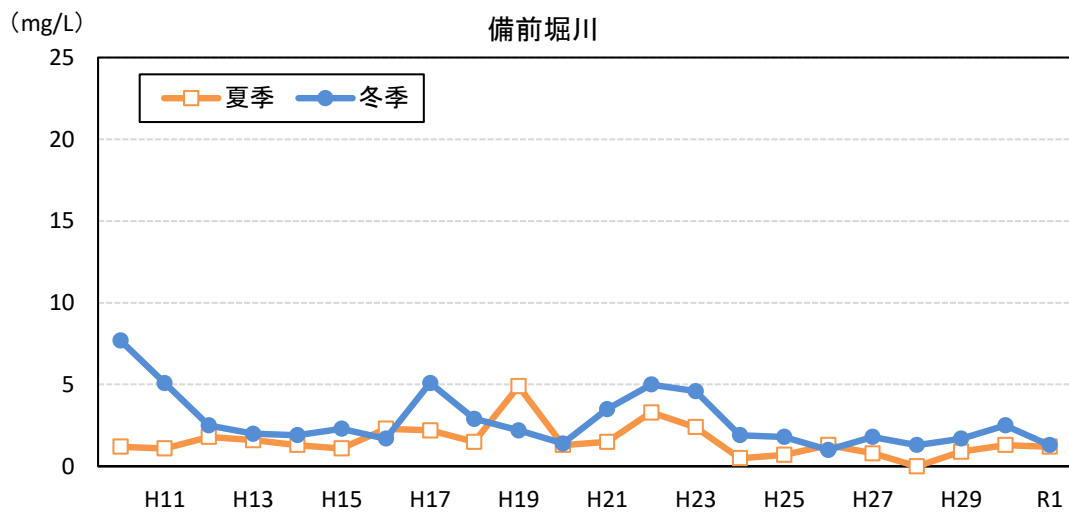
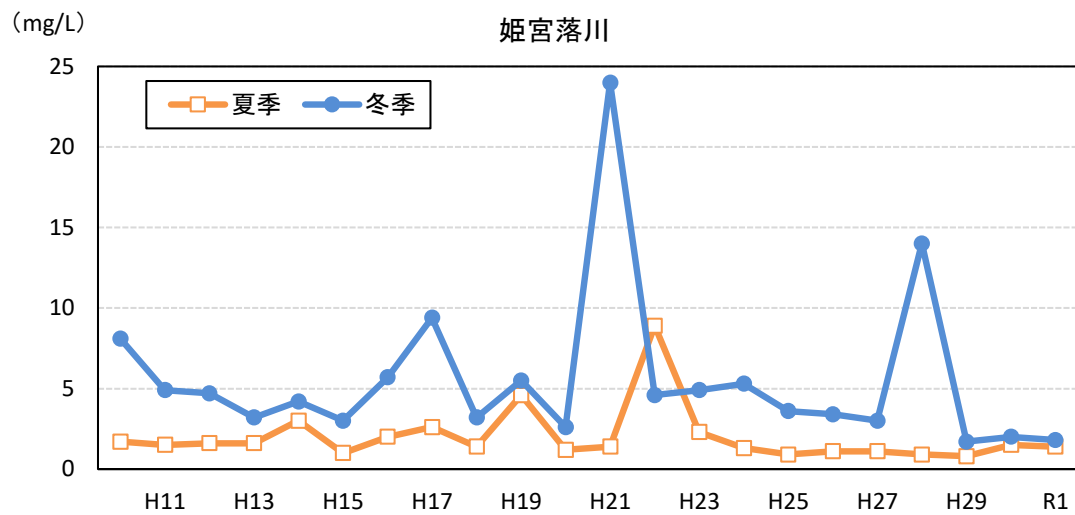
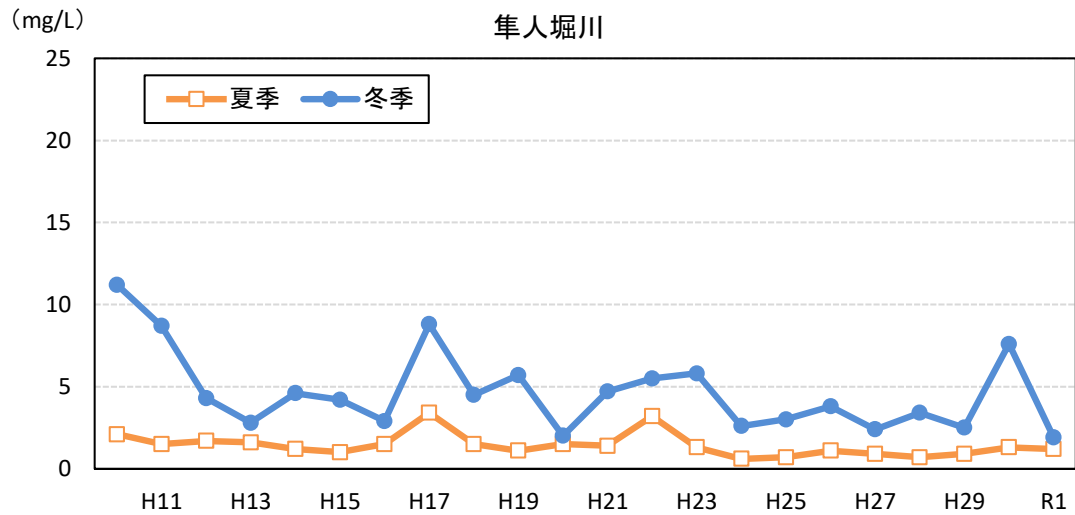
単位：(mg/L)

年度	隼人堀川		姫宮落川		備前堀川		星川		元荒川		三ヶ村落川		環境基準非達河川数
	菁莪学校橋		野田橋		六軒橋		道中橋		八幡橋		さつき橋		
	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	
H10	2.1	11.2	1.7	8.1	1.2	7.7	1	6.3	2.3	7.4	2.2	10.2	6
H11	1.5	8.7	1.5	4.9	1.1	5.1	1.1	4.8	1.5	5.5	3.1	8.7	4
H12	1.7	4.3	1.6	4.7	1.8	2.5	1.3	2.5	1.9	3.7	2.3	4.5	0
H13	1.6	2.8	1.6	3.2	1.6	2	1.6	1.3	1.5	2	2.6	3.6	0
H14	1.2	4.6	3	4.2	1.3	1.9	1	1.1	1.7	4.2	2.2	3.3	0
H15	1	4.2	1	3	1.1	2.3	1	1.3	1.5	1.7	1.7	3.4	0
H16	1.5	2.9	2	5.7	2.3	1.7	1.3	1.9	0.8	9.4	2.6	3.1	2
H17	3.4	8.8	2.6	9.4	2.2	5.1	1.8	8.4	2.1	6.4	3	11	6
H18	1.5	4.5	1.4	3.2	1.5	2.9	1.3	2.3	1.9	2.2	2.3	2.9	0
H19	1.1	5.7	4.6	5.5	4.9	2.2	1.7	0.7	1.4	1.5	1.7	5.5	3
H20	1.5	2	1.2	2.6	1.3	1.4	1	1.4	1.7	1.7	2	1.3	0
H21	1.4	4.7	1.4	24	1.5	3.5	0.7	4.2	1.4	7.8	1.2	7.3	3
H22	3.2	5.5	8.9	4.6	3.3	5	2.8	1.9	2.9	2.9	3.1	5.1	3
H23	1.3	5.8	2.3	4.9	2.4	4.6	1.2	5.1	2.2	8.1	1.3	5.6	4
H24	0.6	2.6	1.3	5.3	0.5	1.9	0.5	1.7	0.8	2.4	1	3.8	1
H25	0.7	3	0.9	3.6	0.7	1.8	0.6	1.3	1.6	6.8	2.6	1.7	1
H26	1.1	3.8	1.1	3.4	1.3	1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.8	2.8	0
H27	0.9	2.4	1.1	3	0.8	1.8	0.9	1.8	0.9	2.5	1.9	2.1	0
H28	0.7	3.4	0.9	14	<0.5	1.3	0.5	1.1	1.1	3.1	0.9	2.4	1
H29	0.9	2.5	0.8	1.7	0.9	1.7	0.9	2.2	1	3.2	1.3	1.7	0
H30	1.3	7.6	1.5	2	1.3	2.5	<0.5	2.4	0.9	2.9	1.8	3.7	1
R1	1.2	1.9	1.4	1.8	1.2	1.3	1.4	1.1	1.2	3.1	1.2	1.8	0

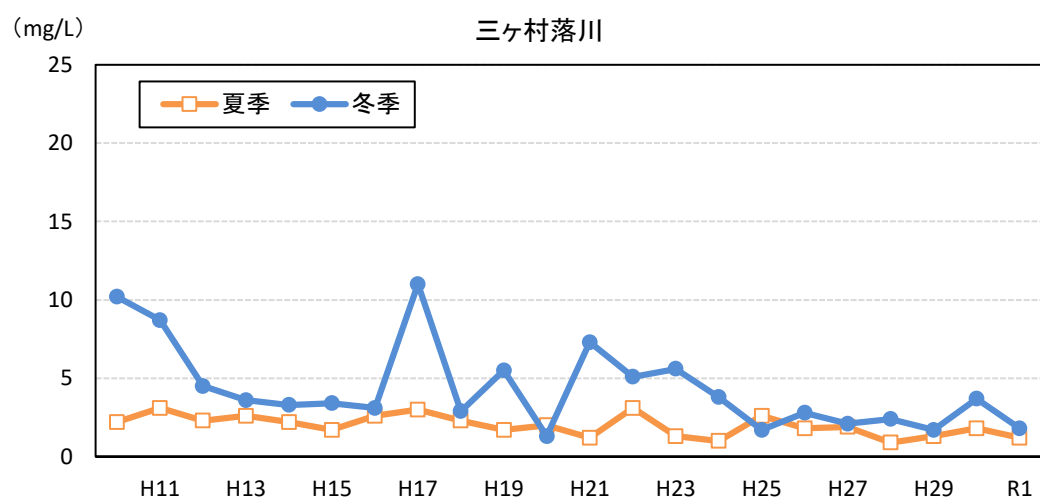
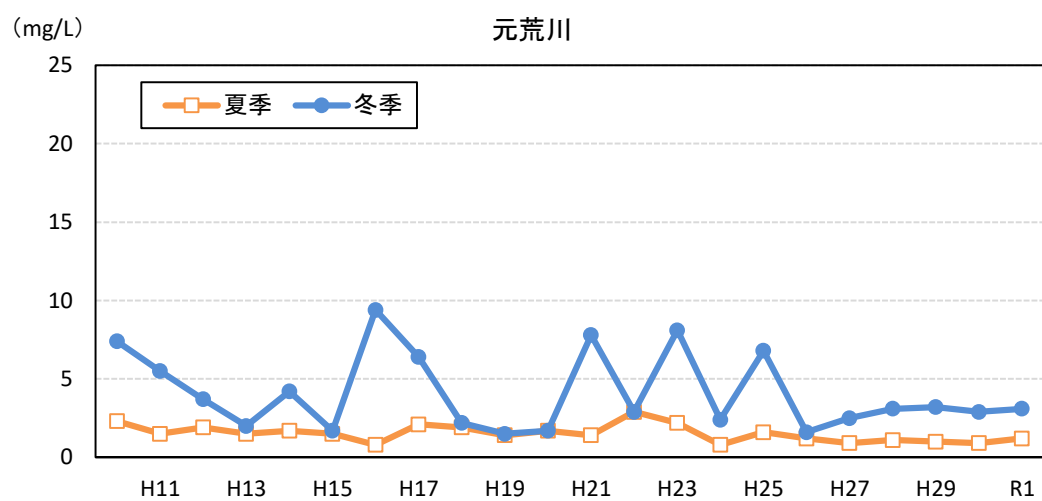
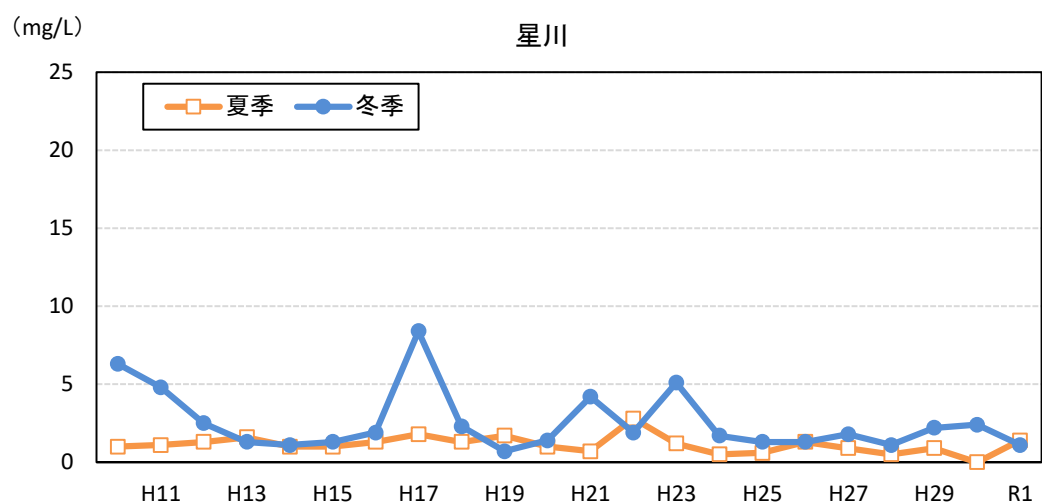
環境基準：C 類型（5mg/L）

※隼人堀川については、H26 までは大徳寺橋、H27 以降は菁莪学校橋で検査実施

資料：環境課



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（1）



■ BOD（生物化学的酸素要求量）濃度の経年変化（2）

(3) 騒音・振動

騒音については、環境基本法に基づいて「騒音に係る環境基準」、「航空騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められ、また、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例により、交通騒音や事業所・建設作業等の騒音に対し、規制や対策が図られています。

白岡市では、県による東北新幹線の騒音・振動についての測定が行われており、平成 24(2012)年度以降、騒音・振動ともに環境基準が達成されています。

騒音・振動に関する事務について市制施行に伴い県から市に権限が移譲されており、平成 25(2013)年度から自動車交通騒音常時監視業務を実施しています。

測定結果をみると、一般国道 122 号の平成 26(2014)年度と令和元(2019)年度の昼間と夜間、主要地方道さいたま栗橋線の平成 27(2015)年度の昼間と夜間、主要地方道春日部菖蒲線の平成 29(2017)年度の夜間で、それぞれ環境基準未達成となっています。

■東北新幹線騒音・振動測定結果

年度	騒音 (dB)				振動 (dB)	
	環境基準	測定値			振動 指針値	測定値
		測定地点				測定地点
		25m	50m	100m		25m
H15	70	72	71	63	70	54
H16	70	70	71	63	70	55
H17	70	69	70	64	70	55
H18	70	69	71	63	70	54
H19	70	70	72	65	70	56
H20	70	69	71	64	70	57
H21	70	70	70	63	70	58
H22	70	70	71	62	70	57
H23	70	72	69	61	70	57
H24	70	70	68	60	70	58
H25	70	67	65	60	70	58
H26	70	67	67	61	70	61
H27	70	66	66	60	70	59
H28	70	65	66	60	70	58
H29	70	67	67		70	60
H30	70	68	66	59	70	60
R1	70	68	67	59	70	58

太字 環境基準又は振動指針値を超過

資料：埼玉県環境部

■交通騒音測定結果

調査 年度	調査路線	騒音測定結果(dB)						面的評価結果	
		昼間			夜間			調査対 象戸数 (戸)	環境基 準達成 率(%)
		環境 基準	要請 限度	測定値	環境 基準	要請 限度	測定値		
H25	東北自動車道	70	75	69	65	70	65	275	94.9
H26	一般国道122号	70	75	72	65	70	69	5	60.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	70	62	12	100.0
H27	主要地方道さいたま栗橋線	70	75	73	65	70	71	436	78.9
	一般県道 白岡停車場南新宿線	70	75	64	65	70	58	336	100.0
H28	主要地方道さいたま幸手線	70	75	69	65	70	65	149	94.6
	一般県道 蓮田杉戸線	70	75	66	65	70	62	8	100.0
H29	主要地方道 春日部菖蒲線	70	75	70	65	70	71	247	66.8
	主要地方道 上尾久喜線	70	75	68			65	11	100.0
H30	東北自動車道/蓮田白岡久喜線	70	75	68	65	70	65	276	99.3
	一般国道468号(圏央道)	70	75	60	65	70	59		
R1	一般国道122号	70	75	73	65	75	71	5	50.0
	主要地方道さいたま菖蒲線	70	75	68	65	75	62	22	100.0

※主要地方道上尾久喜線については、工業専用地域に該当するため、環境基準及び要請限度の適用はない

※一般国道468号(圏央道)では、区間延長が0.1kmと短く、道路調査、沿道調査の結果から、その道路に面する地域に住戸が存在しない

資料：環境課

(4) 公害苦情

令和元(2019)年度の苦情件数は、「騒音」が5件、「悪臭」30件となっており、平成30(2018)年度の「騒音」17件、「悪臭」42件から減少し、特に、「騒音」については、過去10年間で平成24(2012)年度と並び最も少ない件数となっています。

しかし、「その他」の苦情件数は282件と過去10年間で最も多くなっており、内訳は、「害虫」と「不法投棄」が共に32%と高い割合となっています。

近年、害虫の苦情件数が増えているのは、近隣市から飛来したハエ問題が大きな要因となっています。

■公害苦情の発生状況

(単位：件)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27			H28			H29			H30			R1		
大気汚染	2	1	0	2	0	1			1			0			0			0		
水質汚濁	1	1	1	3	0	4			5			4			1			0		
土壌汚染	0	0	0	0	0	1			0			0			0			0		
騒音	9	6	5	9	11	54			138			17			14			5		
振動	2	2	1	1	5	3			0			1			0			0		
地盤沈下	0	0	0	0	0	0			0			0			0			0		
悪臭	35	26	29	33	41	69			45			42			32			30		
その他	148	116	182	185	251	害虫	-	217	害虫	71	228	害虫	43	203	害虫	72	278	害虫	90	281
						不法投棄	76		不法投棄	87		不法投棄	93		不法投棄	86		不法投棄	91	
						家電4品目	17		家電4品目	12		家電4品目	9		家電4品目	13		家電4品目	14	
						その他	124		その他	58		その他	58		その他	107		その他	86	
計	197	152	218	233	308	349			417			267			325			316		

※平成27年度以前の害虫の件数は「その他」に含まれている。

※その他のうち、「家電4品目」の項目ではエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機の不法投棄の苦情件数を示しており、「不法投棄」の項目では家電4品目以外の不法投棄（布団や家具など）の苦情件数を示している。

資料：環境課

第3節 快適環境

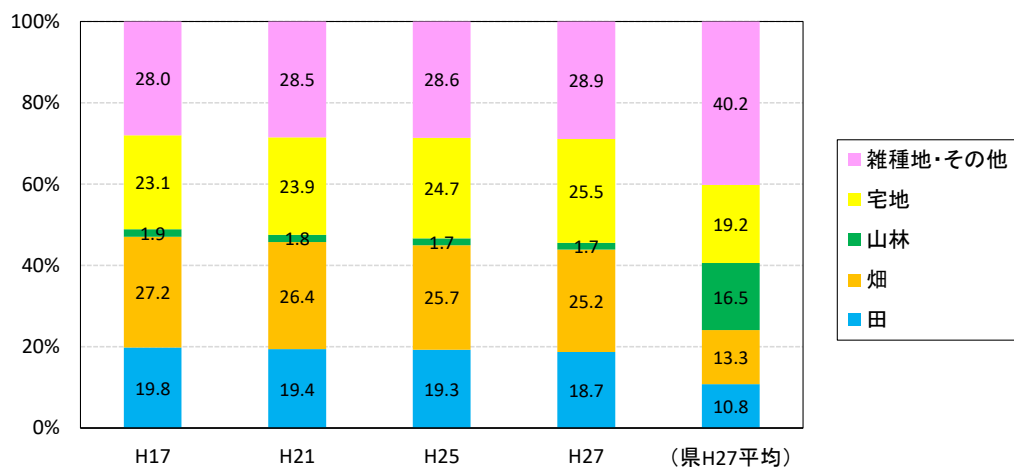
(I) 公園緑地

①緑地

地目別土地利用をみると、市では田畑など農地の割合が多く、市の緑地環境を特徴付けています。

一方、山林はごく限られており、市にとって、主要な樹林地である屋敷林や社寺林は非常に貴重な緑地といえます。

農地は、のどかで緑豊かな田園風景を構成するほか、様々な生き物の生息を支える貴重な役割を担っていますが、年々減少し、耕作放棄地や宅地が増加する傾向となっています。



資料：市町村勢要覧（埼玉県）

■地目別土地利用

②公園

公園は、市民の健康づくり、憩い、交流の場として、また災害時の避難場所や防災空間として重要な機能を担っています。

市には 31 か所、37.79ha の都市公園があり、一人当たりの公園面積は県平均を上回る水準となっています。

■都市公園整備状況

	都市計画区域人口 (千人)	箇所	面積 (ha)	一人当たりの公園面積 (㎡/人)
白岡市	52	31	37.79	7.27
埼玉県	7,321	5,318	5,098.43	6.96

※平成31年3月31日現在

資料：街づくり課

市町村別都市公園整備状況（埼玉県）

■公園緑地一覧表

令和2年4月1日現在

平成24年度「白岡市公園緑地管理計画」										
		No.	公 園 名	種別	面積(㎡)	面積(ha)	計画決定	告示	供用開始	所在地
全 										

資料：街づくり課

(2) 景観

「埼玉県景観アクションプラン（平成 18 年）」では、埼玉県の景観を秩父山地と秩父盆地、丘陵地と台地、広がりのある低地、低地に囲まれた島状の台地の大きく 4 つの類型に区分し、その特徴を整理しています。

市は、このうち広がりのある低地と低地に囲まれた島状の台地の境界部に位置し、それぞれ以下のような景観特性として整理されています。のどかな田園風景をみせる低地部の水田や河川・水路、台地に畑や屋敷林・社寺林などが点在する緑濃い郷土景観などが、市の景観の骨格をつくっているといえます。

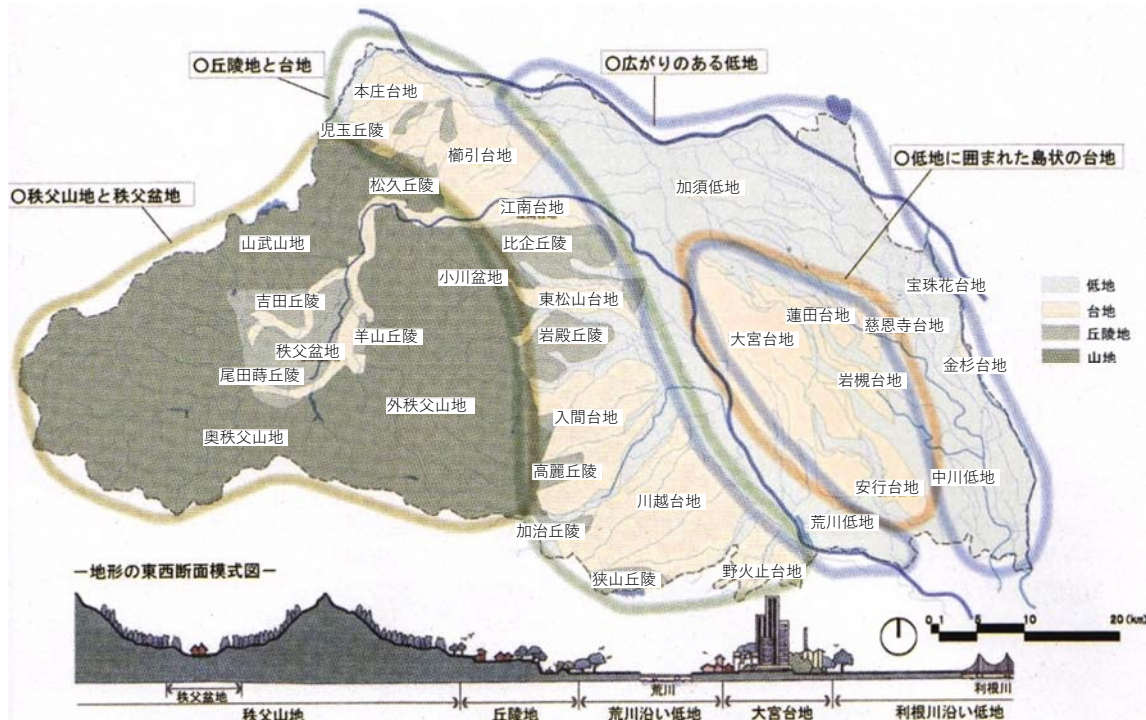
また、「埼玉県景観計画（平成 20 年）」において、市は新たに整備が進む圏央道の沿線地域として、広域的に開発圧力が高まることが懸念されるため、資材置場等の届出も対象とする特定課題対応区域に位置付けられています。

市においても平成 20(2008)年 4 月 1 日より、この新しい景観条例を運用しており、それぞれの区域ごとに、一定の規模を超える建築物の建築や物件の堆積などの行為をしようとする場合は、行為の着手前に景観形成基準を踏まえた上で、外観の色彩やデザイン等について届出を求めています。

さらに、市では、平成 20(2008)年 9 月に圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発を抑止するため、乱開発の抑止エリアや啓発・監視活動計画を定めた「白岡市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を策定しています。

■「埼玉県景観アクションプラン」による低地・島状の台地の景観特性

景観類型	景観特性
広がりのある低地	・荒川、利根川の二大河川や中川に沿う広大な沖積低地 ・田園、水路、平地林（斜面林を含む）、集落や屋敷林の織り成す郷土性豊かな水郷景観の広がり ・古墳等の歴史遺産の分布 ・中小河川等、潤いある水辺景観 ・旧中山道や旧日光街道に沿った歴史ある市街地の連なり
低地に囲まれた島状の台地	・広大な低地に囲まれた島状の洪積台地 ・きめの細やかな入り組んだ地形を持ち、稜線を縁取る緑 ・平地林や、畑に屋敷林が点在する郷土性のある景観 ・旧中山道に沿った台地上における市街地の広がり



資料：埼玉県景観アクションプラン

■埼玉県の景観特性（地形）

(3) 美観

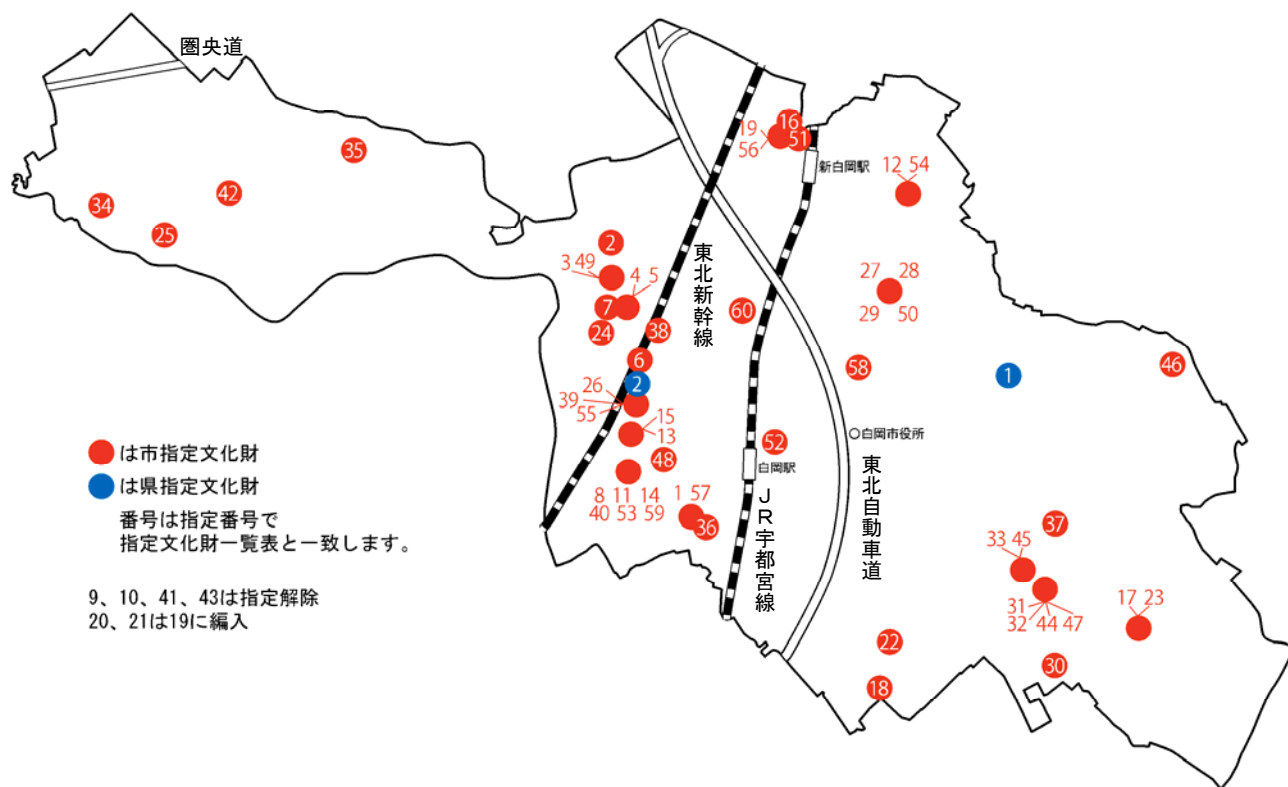
不法投棄に対する多くの苦情が発生しており、市では環境パトロールを実施しているほか、看板の設置など啓発活動を通じ、不法投棄の抑制に取り組んでいます。

空き地等の雑草については、除去指導を実施し、美観・衛生の向上に努めています。

(4) 文化財

白岡市には、県指定 2 件、市指定 54 件の指定文化財があり、市の歴史や民俗文化を伝えています。

指定文化財は、古くから開けた篠津・白岡地域の寺社をはじめ、人々の生活の舞台となった市域全体に分布しています。代表的なものとしては、篠津久伊豆神社の社殿彫刻や野牛久伊豆神社の朝鮮通信使奉納扁額、観福寺の新井白石の肖像画などが挙げられます。



資料：白岡市文化財分布図

■ 指定文化財位置図

■指定文化財一覧

令和2年4月1日現在

No.	種 類	名 称
①	県記念物（史跡）	一里塚
②	県有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来立像（興善寺）
1	市無形民俗文化財	小久喜の獅子舞
2	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・上宿耕地
3	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・横宿耕地
4	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・宿耕地
5	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・下宿耕地
6	市有形民俗文化財	篠津天王様の山車・神山耕地
7	市有形文化財（建造物）	篠津久伊豆神社本社殿
8	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のカヤ
11	市記念物（天然記念物）	白岡八幡宮のイヌザクラ
12	市有形文化財（書籍・典籍・古文書）	山岡鉄太郎墨跡（高岩天満神社）
13	市有形文化財（歴史資料）	正福院の宝篋印塔
14	市有形文化財（歴史資料）	鬼窪八幡宮鰐口（白岡八幡宮）
15	市記念物（史跡）	正福院貝塚
16	市有形文化財（絵画）	紙本着色新井白石画像（観福寺）
17	市有形文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像（安楽寺）
18	市有形文化財（歴史資料）	阿弥陀三尊種子板石塔婆
21	市有形文化財（古文書）	大久保家文書
22	市有形文化財（彫刻）	円空作薬師如来坐像（実ヶ谷薬師堂）
23	市有形文化財（彫刻）	円空作菩薩形坐像（安楽寺）
24	市有形文化財（彫刻）	円空作観音菩薩坐像
25	市有形文化財（古文書）	田口家文書
26	市有形文化財（古文書）	興善寺朱印状
27	市有形文化財（建造物）	忠恩寺山門
28	市有形民俗文化財	忠恩寺十三仏
29	市有形文化財（古文書）	忠恩寺朱印状
30	市有形文化財（古文書）	渋谷家文書
31	市無形民俗文化財	岡泉鷲神社の神楽
32	市無形民俗文化財	岡泉大尽囃子
33	市有形民俗文化財	岡泉の百庚申（岡泉観音堂）
34	市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬
35	市有形民俗文化財	下大崎住吉神社の奉納絵馬
36	市有形文化財（典籍・古文書）	鬼久保家文書
37	市有形文化財（彫刻）	木造大日如来坐像（大徳寺）
38	市有形民俗文化財	篠津観音堂の笠付地蔵
39	市有形文化財（彫刻）	木造達磨大師像（興善寺）
40	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮棟札
42	市有形文化財（歴史資料）	荒井新田の高札
44	市記念物（天然記念物）	岡泉鷲神社の大ケヤキ
45	市有形民俗文化財	庚申待供養塔（岡泉観音堂）
46	市記念物（天然記念物）	爪田ヶ谷諏訪神社の大スギ
47	市有形民俗文化財	岡泉天王様の山車
48	市有形民俗文化財	牛頭天王祭礼用具一式 付収納箱
49	市有形民俗文化財	篠津天王様の神輿
50	市有形民俗文化財	忠恩寺九品仏
51	市有形文化財（歴史資料）	朝鮮通信使奉納扁額及び下書き（野牛久伊豆神社）
52	市有形文化財（考古資料）	タタラ山遺跡出土遺物
53	市有形民俗文化財	白岡八幡宮奉納絵馬群
54	市有形民俗文化財	高岩天満神社奉納絵馬群
55	市有形民俗文化財（歴史資料）	興善寺中世石造物群
56	市有形民俗文化財（歴史資料）	新井白石自筆漢詩
57	市有形民俗文化財	小久喜の獅子舞 隠居獅子頭及び天狗面
58	市有形文化財（歴史資料）	鷹場関係資料群
59	市有形文化財（歴史資料）	白岡八幡宮梵鐘
60	市有形文化財（建造物）	庄兵衛堰柵

※9、10、41、43は指定解除 19、20は21に編入

資料：白岡市教育委員会

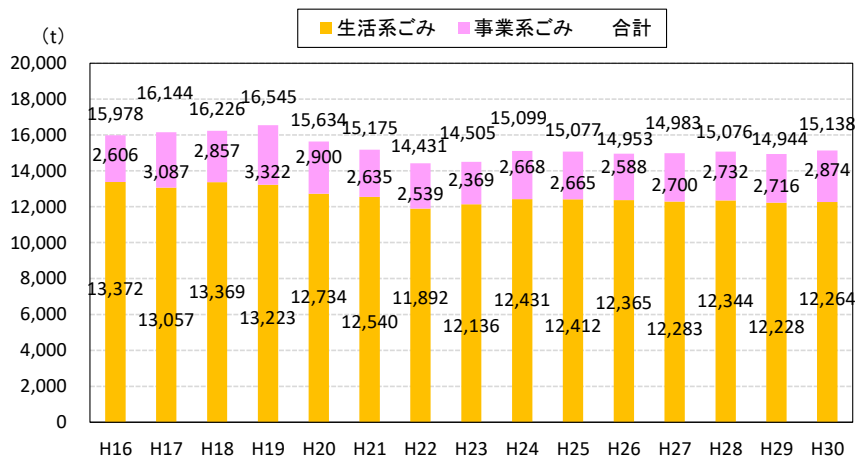
第4節 地球環境

(I) 資源循環

①ごみ排出量

白岡市のごみ総排出量の推移をみると、平成 19(2007)年度までは微増傾向、平成 22(2010)年度までは減少したものの平成 23(2011)年度と平成 24(2012)年度は再び微増傾向を示し、それ以降は横ばい傾向となっています。生活系ごみ・事業系ごみの区分をみると、総排出量の 8 割を生活系ごみが占めており、総量の動向に大きな影響を与えています。

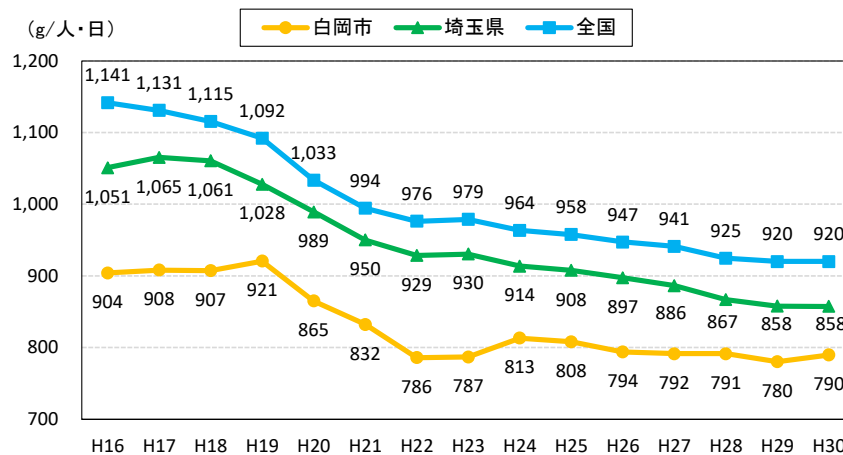
白岡市の 1 人 1 日当たりの排出量をみると、平成 19(2007)年度までは横ばいの状況にありましたが、平成 20(2008)年度から平成 22(2010)年度まで大きく低下したものの、平成 24(2012)年度に再び微増し、近年は微減傾向（平成 30(2018)年度は微増）を示しています。なお、常に全国、県平均を下回る水準で推移しています。



※H16 以降の新方式（総排出量＝計画収集＋直接搬入＋集団回収）に基づき算出

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ごみ排出量の推移



注) 市の H22、H23 ごみ排出量には、集団回収量が含まれていない。

※ 1 人 1 日当たりごみ排出量＝総排出量÷365 日÷総人口

資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

■ 1 人 1 日当たりのごみ総排出量

②リサイクル

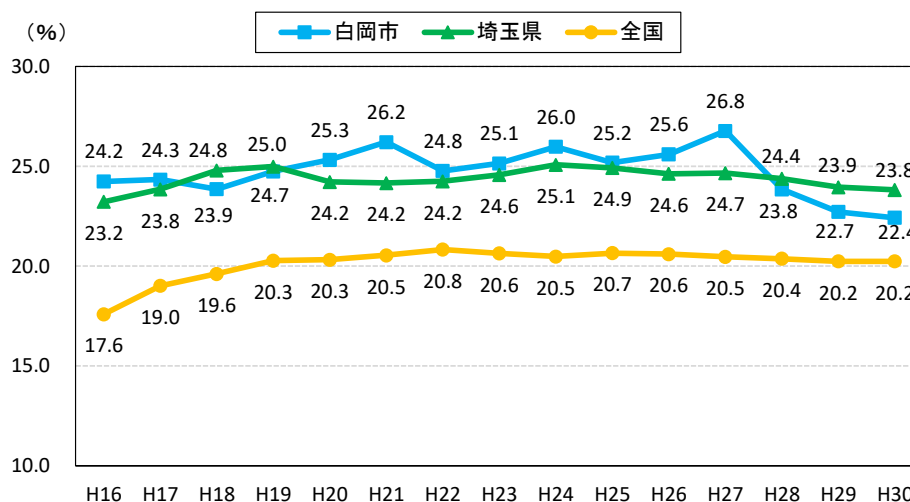
白岡市では、家庭ごみを6分別により収集していましたが、平成24(2012)年10月から新たに8分別とし、収集・中間処理による資源物の回収を行っています。

リサイクル率をみると、国平均を上回り、県とほぼ同等の値で推移していましたが、平成28(2016)年度以降は減少傾向を示し、県平均を下回る値となっています。

■ごみ分別収集状況

分別	出し方	回数	ごみの種類
燃えるごみ	有料指定袋 燃えるごみ用（みどり色）	週2回	●台所ごみ ●資源にならない紙 ●プラスチック類 ●皮革・ゴム類 ●ペット用砂・油など
燃やせないごみ	有料指定袋 燃やせないごみ用（透明）	月1回	●金属類 ●おもちゃ・電話機・FAX
ガラス類	透明・半透明袋	月1回	●ガラス類 ●花瓶 ●瀬戸もの
有害・危険ごみ	品目ごとに別々の透明・半透明袋	月1回	●水銀体温計・蛍光管 ●スプレー缶・カセットボンベ ●ガスライター（使い捨て・点火式） ●乾電池（ボタン電池含む）
ペットボトル	専用回収ネット	月2回	●飲料用のペットボトル ●PETボトルの法定識別マークがついたもの
飲食料用缶	透明・半透明袋	月2回	●ジュース・ビール缶 ●ペットフード缶 ●その他飲食用缶
古紙・布類	品目ごとにひもなどで結ぶ	月2回	●新聞紙 ●紙パック ●ダンボール ●雑誌 ●布類
粗大ごみ	収集申込み 直接持込み	随時 ー	●エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機・パソコン・バイク・消火器は除く

資料：環境課



※リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収) ÷ ごみ総排出量

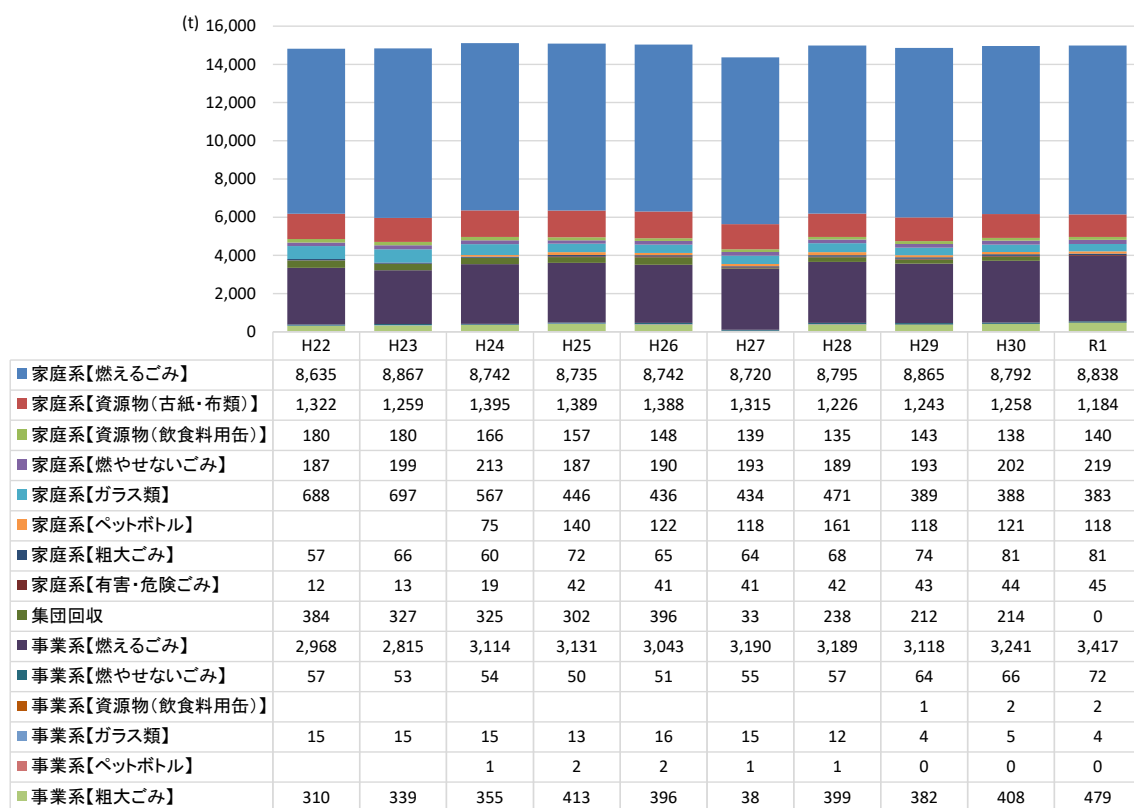
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

■リサイクル率の推移

③区分別ごみ排出状況

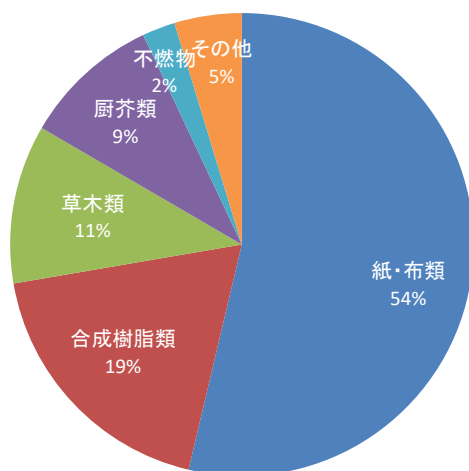
白岡市の令和元(2019)年度ごみ総排出量の区分別構成比をみると、家庭系ごみの「燃えるごみ」が約 59%、次いで事業系ごみの「燃えるごみ」が 23%となっています。平成 22(2010)年度以降は総排出量がほぼ横ばいとなっており、ごみの減量化を図る上では、可燃ごみの削減が重要です。

蓮田白岡環境センターにおける令和元(2019)年度の「燃えるごみ」の組成(蓮田市分も含む)をみると、「古紙・布類」が 54%と半数以上を占めています。ごみの減量化・リサイクル率の向上に向けては、古紙・布類の分別の徹底を図る必要があります。



資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■白岡市におけるごみ総排出量の区分別構成比の推移



注) 組成は蓮田市・白岡市の合計値

資料：蓮田白岡環境センター事業概要

■「燃えるごみ」の組成別構成比(令和元年度)

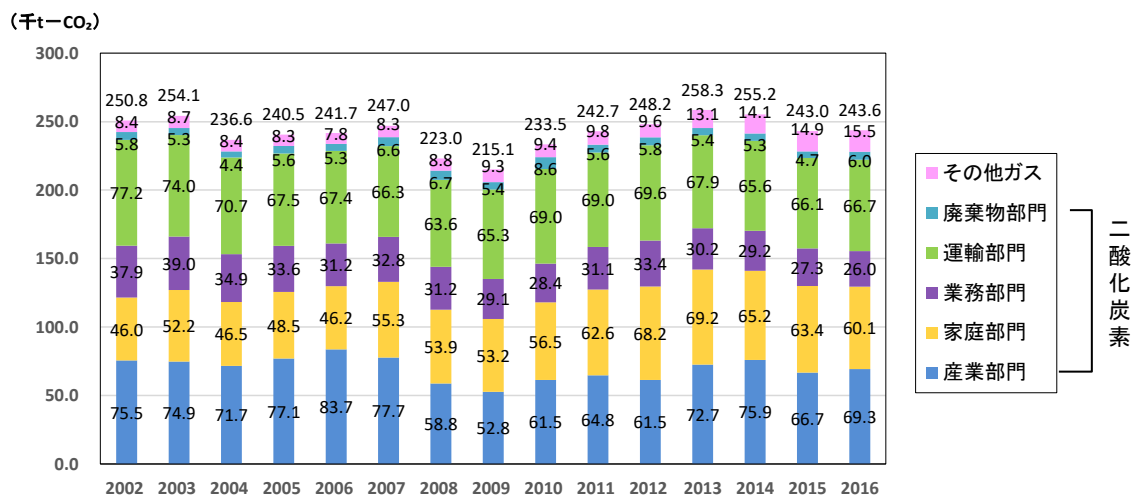
(2) 地球温暖化

① 白岡市域から排出される温室効果ガス排出量

埼玉県では、県内市町村からの温室効果ガス排出量を推計し、公表しています。

県の推計によれば、平成 28(2016)年度の白岡市域から排出された温室効果ガス排出量は約 24 万 4 千 t であり、近年では減少傾向を示しています。我が国の地球温暖化対策計画では令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減とすることが中期目標となっています。白岡市の排出量は平成 25(2013)年度に対し 5.7%の減少となっています。

排出量の 94%が二酸化炭素であり、内訳をみると産業部門、運輸部門及び家庭部門からの排出量が多くっており、近年では産業部門、運輸部門からの排出量が増加しています。



※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

資料：埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書

■ 白岡市域から排出される温室効果ガス排出量の推移

② 白岡市地球温暖化対策実行計画

白岡市では、「白岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの削減に取り組んでいます。同計画では、平成 27(2015)年度の基準年度活動量「3,401,431kg-CO₂」を令和 3(2021)年度までに 5%を削減し、「3,231,359kg-CO₂」とする目標を定めています。

③白岡市住宅用創エネ・省エネ機器設置費補助金（令和 2(2020)年度現在）

白岡市では、創エネ・省エネ機器の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自ら居住する市内に所在する「既存住宅」に、創エネ・省エネ機器を設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

■補助対象

補助対象機器	補助金額	要件
住宅用太陽光発電システム	3 万円	住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連携したものであり、かつ、太陽電池容量が 10 キロワット未満であり、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結すること。 未使用品であること。
住宅用 L E D 照明器具	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	住宅の照明を 2 か所以上 L E D 照明に交換する。(照度 2,000 ルーメン以上であり、スタンドライト及び電球タイプは補助対象外) 未使用品であること。
住宅用太陽熱利用システム	3 万円	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器及び貯湯槽が一体型又は太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯及び空調に利用し集熱器及び貯湯槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムであること。 未使用品であること。
定置用リチウムイオン蓄電池	3 万円	再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 未使用品であること。
雨水貯留施設	費用の 2 分 1 以内、 上限 5 千円	雨水を貯留するための構造をもった施設で、貯留容量が 100 リットル以上の既製の貯留槽（中古品を除く。）及び当該貯留槽に関連する給排水設備で住宅の雨樋等に接続し、架台等で固定して設置されているものであること。 未使用品であること。

資料：環境課